

令和6年度
自己点検・評価報告書

湘南鎌倉医療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	
基準1. 使命・目的等	4
基準2. 学生	8
基準3. 教育課程	21
基準4. 教員・職員	30
基準5. 経営・管理と財務	37
基準6. 内部質保証	44
IV. 大学独自基準に基づく自己評価	
基準A. 社会連携・貢献	47
○ 令和6年度自己点検・評価報告書 資料一覧	49

I 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

湘南鎌倉医療大学の建学の精神は、「生命だけは平等だ」という理念のもと、いつでもどこでも誰でもが最善の医療・ケアを受けられる社会の構築を目指し、日々研鑽する医療人を育成するということである。

2. 使命・目的

本学は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に則り、幅広い教養と哲学的思考を基盤とする豊かな人間性・高い倫理性を持ち、医療技術の進歩・発展、ヒューマンケアへの意識の変化、地域社会のケアニーズの多様化等に対応できる高度な知識・技術を身につけた医療専門職の育成を目的としている。

さらに本学大学院においては、大学の理念・目的を基盤としてさらに深く、幅広く医療職として必要な自己研鑽を続け、医療分野の実践・研究・教育の発展に寄与する人材を育成することを目的としている。

3. 個性・特色等

本学は、「幅広い職業人養成の機能」を基盤とし、「社会貢献機能（地域貢献）」を併せ持つ大学として位置づけ、これらを重点的に担う教育を特色としている。

① 幅広い職業人養成の機能

すべての人の生命は平等に扱われるべきものであるという考え方を基盤に、看護学部の教育目的において、幅広い能力を有する看護専門職を育成することとしており、さらに、グローバルな視点で海外の人々の文化理解を深め、学問的探求心を高め、看護への応用も視野に入れ、継続的に自己研鑽する自律性を持つ高度な看護専門職を育成することである。

このように、看護学部では、看護に携わる人に必要な専門的知識・技術を修得させるのみならず、人としての成長をサポートし、看護実践を幅広く学ばせ、実践に必要な多様な内容を修得させ、さらに多職種連携に必要な他の医療職に関する幅広い知識を修得させることにより、幅広い職業人の育成を図ることである。

大学院看護学研究科博士前期課程においては、研究的視点を持った実践者としての能力をさらに進化させ、看護専門職者として地域や多職種連携において保健医療の発展に貢献できる能力を修得した人材（職業人）を育成することである。

博士後期課程においては幅広い視野と深い学識を基盤に自立して研究できる能力を備え、人間の生涯及び地域に対する看護の質の改善・向上のためリーダーシップをとる能力を有する人材（職業人）を育成することである。

② 社会貢献機能（地域貢献）

看護学部では、神奈川県及び鎌倉市などの行政機関や教育機関とも連携し、地域住民及び地域の医療、福祉関係者等を対象としたさまざまな教育の機会を提供することを重要な機能としている。令和2(2020)年度に「災害時における妊産婦及び乳児等の緊急受入れに関する協定書」及び令和4(2022)年度に「鎌倉市と学校法人徳洲会 湘南鎌倉医療大学との包括連携協定書」を鎌倉市と締結している。また、令和4(2022)年度「神奈川県教育委員会と湘南鎌倉医療大学との連携と協力に関する協定書」に基づき、高校への出張授業を行った。

さらに「湘南鎌倉医療大学社会貢献方針」（令和6(2024)年2月策定、同年9月一部改正）に基づき、公開講座として「能登半島地震の経験から地域防災を考える」「認知症サポーター養成講座」を開催した。

また、今年度から学長裁量経費に課外活動支援金、社会貢献活動支援金を創設し、その支援金をもとに学生が「氷取沢神社夏祭り」において飲み物販売を行い、売り上げを国際医療NGO団体へ寄付を行った。また、学生・職員による「地域農業ボランティア」、学生・教職員及び地域団体による「地域と協働しながら学ぶ防災活動」、昨年度より開催している「ぶらり散歩」の継続的な実施などを通じ、地域との密接な交流を続けている。

II 沿革と現況

1. 本学の沿革

我が国の医療を取り巻く環境は、医療技術の進歩、医療・ケアの場の多様化・方法の変化、地域の健康ニーズの変化等が表出し、変化のスピードは速くなり、少子・高齢化はさらに進展している。そして、後期高齢者の増加により、在宅による医療・ケアの需要が促進される中で、在宅医療・ケアにかかわる多職種と連携・協働し、患者へのケアを有効にする看護職の役割は大きい。急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題であり、今後も必要とされる質の高い看護師及び保健師を新たに養成するために、湘南鎌倉医療大学を開学することとした。大学院開設に当たっては大学の理念・目的を基盤としてさらに深く、幅広く医療職として必要な自己研鑽を続け、医療分野の実践・研究・教育の発展に寄与する人材を育成することを目的に開設した。

令和元(2019)年9月	湘南鎌倉医療大学設置認可
令和2(2020)年4月	湘南鎌倉医療大学開学
令和3(2021)年8月	湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科設置認可
令和4(2022)年4月	湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科開設

2. 大学の現況

・大学名

湘南鎌倉医療大学

・所在地

神奈川県鎌倉市山崎 1195 番地 3

・学部構成

看護学部 看護学科

・大学院構成

看護学研究科看護学専攻

・学生数 (令和 6(2024)年 5 月 1 日現在) (単位：人)

	入学定員	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	合 計
看護学科	100	107	103	105	101	416

看護学研究科	入学定員	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	合 計
博士前期課程	6	1	8	/	/	9
博士後期課程	3	2	3	4	/	9

・教員数 (令和 6(2024)年 5 月 1 日現在) (単位：人)

看護学部	専任教員数						非常勤 講師
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
看護学科	13	12	2	8	1	36	105

看護学研究科	専任教員数						非常勤 講師
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
博士前期課程	10	3	0	0	0	13	7
博士後期課程	10	2	0	0	0	12	5

・職員数 (令和 6(2024)年 5 月 1 日現在) (単位：人)

職 員	法人	大学
	5	21

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の建学の精神として、「生命だけは平等だ」という理念のもと、いつでもどこでも誰でもが最善の医療・ケアを受けられる社会の構築を目指し、日々研鑽する医療人を育成することとしている。

この建学の精神をもとに大学の目的として、湘南鎌倉医療大学学則（以下「学則」という。）第1条に「湘南鎌倉医療大学は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に則り、幅広い教養と哲学的思考を基盤とする豊かな人間性・高い倫理性を持ち、医療技術の進歩・発展、ヒューマンケアへの意識の変化、地域社会のケアニーズの多様化等に対応できる高度な知識・技術を身につけた医療専門職の育成を目的とする。」ことを定めている。【資料 1-1-1】

大学院の目的として湘南鎌倉医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第2条に「本学大学院は、大学の理念・目的を基盤としてさらに深く、幅広く医療職として必要な自己研鑽を続け、医療分野の実践・研究・教育の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。」ことを定めている。【資料 1-1-2】

1-1-② 簡潔な文章化

前述のとおり本学の建学の精神、教育目的、看護学部・看護学研究科の教育研究上の目的については、その意味及び内容について具体的かつ簡潔に文章化されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

湘南鎌倉医療大学の個性・特色については、本学の建学の精神として、「生命だけは平等だ」という理念のもと、いつでもどこでも誰でもが最善の医療・ケアを受けられる社会の構築を目指し、日々研鑽する医療人を育成することを、ホームページ、学生便覧等において明記している。

また、本学は、「幅広い職業人養成の機能」を基盤とし、「社会貢献機能（地域貢献）」を併せ持つ大学として位置づけ、これらを重点的に担う教育を特色であることを明示している。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】

1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的及び教育目的は、開学時から変更はないが、社会情勢や教育界の動向等に対応して、合致しているか、また、改善・変更を含め完成年度を契機として検討を開始した。

(3) 1—1 の改善・向上方策（将来計画）

社会情勢に対応した見直しについては常に意識すべきものと認識している。中期計画及び単年度事業計画の進捗管理・検証を行う中で、本学の建学の精神や使命・目的を踏まえ、少子高齢化の加速や ICT 活用の高度化など社会の変化に対応できるよう、必要に応じて教育目的等に関する検証と見直しを行う。

なお、昨年度から自己点検・評価委員会に外部有識者を招き、外部の意見を反映している。

エビデンス集

- 【資料 1-1-1】 学生便覧 2024 年度 （湘南鎌倉医療大学学則 第 1 条、第 6 条）
- 【資料 1-1-2】 大学院学生便覧 2024 年度 （湘南鎌倉医療大学大学院学則 第 2 条）
- 【資料 1-1-3】 本学ホームページ 大学案内/大学概要/建学の精神
- 【資料 1-1-4】 本学ホームページ 大学案内/情報公開/教育研究上の基礎的な情報/学部等の名称及び教育研究上の目的
- 【資料 1-1-5】 本学ホームページ 学部・大学院/学部紹介/教育の特色
- 【資料 1-1-6】 学生便覧 2024 年度 （大学の概要）
- 【資料 1-1-7】 大学院学生便覧 2024 年度 （大学院の概要）

1—2 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

法人の目的は学校法人徳洲会寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 3 条に、大学の目的は学則第 1 条に、看護学部の教育研究上の目的は学則第 6 条に、大学院の目的は大学院学則第 2 条に、看護学研究科の各課程の目的は大学院学則第 7 条及び第 8 条に明記されている。寄附行為の変更については、評議員会に諮問し、理事会の議決を得ている。また、学則の変更について、大学は教授会、大学院は研究科委員会に諮問し構成員の意見を聞き、その後、大学運営会議で審議され、更に評議員会に諮問し理事会で議決を得ている。このように法人及び大学の目的等は、それぞれの明記する規定の審議・承認の手続きの過程において、役員及び教職員の理解と支持を得ている。開学後には、新任の教員及び職員を対象に大学の使命・目的及び教育方針等の理解を深めるよう理事長及び学長によるガイダンスを実施している。【資料 1-2-1】

1-2-② 学内外への周知

本学のホームページには、建学の精神及び教育研究上の目的等を明記し、広く学内外に公表している。建学の理念である「生命だけは平等だ」を揮毫し額装して大学エントランスに掲げ、学生や教職員、その他大学来訪者の目に触れるようにしている。また、学生便覧、大学院学生便覧には、建学の精神、教育目的、教育目標を明記している。【資料 1-2-2】

さらにオープンキャンパスなど大学の行事において、本学の教育目的、教育目標等について触れ、内外の関係者の理解を深めている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

建学の精神、教育目的に基づき更なる医療職人材の育成のため、中期事業計画に適切な教育研究組織の構築を掲げている。その一環として大学院博士前期課程、博士後期課程の設置に向けて検討を重ね、令和 3 (2021) 年 8 月に設置認可を受け、令和 4 (2022) 年 4 月に開設した。

1-2-④ 3つのポリシーへの反映

本学が掲げる 3つのポリシーであるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、平成 29(2017)年 4 月 1 日及び令和 2 (2020)年 4 月 1 日施行の学校教育法施行規則の一部改正に基づき大学の目的及び教育研究上の目的を反映し、策定されている。【資料 1-2-3】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は看護学部看護学科の1学部1学科及び大学院看護学研究科で構成されている。看護学科の入学定員は100人で、看護師と保健師（選抜20名）の養成を、看護学研究科前期課程の入学定員は6人、後期課程は3人で高度医療職者、研究者等の養成を行っている。

また、助産師養成のため、博士前期課程に助産学コースを開設できるよう準備を進め、令和6(2024)年11月に助産師養成学校の指定を受け、令和7年度からの開設が認められた。

看護学部では、「基礎教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」「保健師課程」の4つの科目群で教育課程を編成し、看護学の知識・技術の基礎から応用までを体系的に学修する教育内容を展開している。そのために必要な教員の配置及び教育研究設備を整備して、看護学部として最適な教育環境の中で講義、演習、実習等の実施と教育研究活動を展開している。

大学院看護学研究科は「共通科目」「専門科目」で教育課程を編成し、そのために必要な教員の配置及び教育研究環境を整備して研究指導を行っている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的については、今後も継続して役員、教職員の理解を深め、教育活動に反映できるように引き続き努めていく。特に新規採用の教職員に対しては、新任研修等を通じて理解と定着を図る。

【基準1の自己評価】

本学の目的及び教育研究上の目的は、学則に定め、本学はこれらに基づいて運営している。

また、これらはホームページ、学生便覧、大学院学生便覧等を通じて学内外に周知している。【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

さらに、本学の目的及び教育研究上の目的は、3つのポリシーに反映され、それぞれのポリシーに基づいて入学者の受入れ、教育課程編成及び運営を行っている。

エビデンス集

【資料 1-2-1】 学校法人徳洲会寄附行為 第3条

【資料 1-2-2】 本学ホームページ 学部・大学院（学部紹介・大学院紹介）

【資料 1-2-3】 本学ホームページ 大学案内/教育方針・受入れ方針

【資料 1-2-4】 学生便覧 2024年度

【資料 1-2-5】 大学院学生便覧 2024年度

基準2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

看護学部は、看護に携わる人に必要な人間性の涵養を図り、科学的理論に裏付けされた専門知識・技術を修得させるとともに、多職種連携の意識を醸成させ、地域で暮らす人々へのケア開発の理解を深め、あらゆる健康レベルの人々の生活向上への支援方法を実践できる看護専門職を育成することを目的としている。

大学院看護学研究科では、研究科の教育理念を達成し、教育者・研究者・実践者を育成することを目的としている。

これを踏まえて、以下のアドミッション・ポリシーを策定し、大学のホームページや入学試験要項等を通して受験生、学生を含むステークホルダー及び社会に広く公表・周知している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】

<学部>

- I 人々の生命・健康・看護・生活に関心を持ち、そのことを深く学びたい意欲のある人
- II 大学で看護学を学ぶために必要な基礎学力を有している人
- III 看護職の資格を取得し、広く社会で貢献したいとの意欲を持つ人
- IV 豊かな感性を持ち、十分なコミュニケーション能力を有し、他者の考えを理解し、柔軟な思考力・発想力と好奇心を持って、看護学の奥深さや楽しさを学ぶ意欲を有している人

<大学院>

(博士前期課程・修士論文コース)

- I 看護実践の場で生じる事象や課題を科学的に解明する意欲のある人
- II 各看護専門領域の知識、論理的思考力、英語論文の読解力を有する人
- III 看護学の教育・研究・実践に貢献することを志す人

(博士前期課程・助産学コース)

- I 看護実践の場で生じる事象や課題を科学的に解明する意欲のある人
- II 各看護専門領域の知識、論理的思考力、英語論文の読解力を有する人
- III 看護学の教育・研究・実践に貢献することを志す人
- IV 看護師免許を有し、助産実践を探究したいと考える人

(博士後期課程)

- I 看護学の教育・研究に深い関心を持ち、探求・研鑽し続ける意欲のある人
- II 研究を遂行する力として論理的思考、表現力、英語論文の批判的読解力を有する人

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿って、本学が求める入学者の受入れを行うため、すべての入学試験に個人面接を課し、看護への関心度や学ぶ意欲、看護職の資格を活かした社会貢献への意欲、個々の感性やコミュニケーション能力などの評価を行うとともに、高等学校からの調査書(学内外課外活動、出席状況など)や推薦書(学校推薦型選抜のみ)、志願理由書(総合型選抜のみ)等の記載内容を面接時の参考資料とした。

また、看護学を学修するために必要な基礎学力について、学校推薦型選抜では、「英語」、「国語」、「数学」、「生物」から出題される「基礎学力試験」により、受験生個々の基礎学力を測っている。同様に一般選抜Ⅰ期においては、本学が求める基礎学力である「基礎的な英語力を身につけること」を測るため、「英語」を必須科目とした。また、入学後に求められる学力を測るために「国語」「数学」「生物」から2科目を選択科目とした。なお、一般選抜Ⅱ期においては、「英語」「国語」の2科目受験としているが、理数系科目の学力等については調査書及び面接試験において確認を行っている。

本年度も、昨年度より実施している総合型選抜を行った。総合型選抜においても「英語」、「国語」、「数学」、「生物」から2科目を選択する基礎学力試験と出願時に提出する「志望理由書」をもとに看護を学びたいとする積極性、コミュニケーション能力、思考力、社会貢献への意欲等を面接試験において確認を行っている。

大学院の選抜方法としては、教育理念及び教育目標を踏まえ、アドミッション・ポリシーに基づき、学修に関する資質、学力的な側面と適性の側面を判断するため筆記試験(英語、専門領域別)、面接、書類審査にて総合的に評価することとしている。また、令和7(2025)年度開設する助産学コースを含めた本学を卒業又は卒業見込の者及び本学が指定する保健医療・福祉関連機関及び教育機関等に勤務する看護職者を対象に推薦入試・一般入試を行った。

入学者選抜については、入学者選抜規程に基づき実施し、看護学部においては教授会の議を、看護学研究科においては看護学研究科委員会の議を経て学長が決定している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

看護学部にあつては、1年生は、入学定員100人に対し104人の入学者であり留年生(3人)を合わせて107人、2年生は113人、3年生は105人、4年生は101人で、平均で110人を下回っている。また、看護学研究科においても適切な学生受け入れ人数となっている。

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

開学時より実施している入試に関する過去の実績及び他大学の動向を見ながら、令和7(2025)年度入試よりの新学習指導要領への対応及び入試会場、入試回数、を含めた入試体制を本学ホームページにて告知している。【資料 2-1-3】

エビデンス集

【資料 2-1-1】 大学ホームページ 大学案内/教育方針・受入れ方針

【資料 2-1-2】 入学試験要項、大学院入学試験要項

【資料 2-1-3】 2025年度入学試験について

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

- ・本学の学修支援体制は、学則、学生細則、教授会規程、教務委員会細則、学生生活委員会細則等に則り、教務部及び学生部を中心とした事務部門の職員と、教員組織とが協働できる仕組みとなっている。
- ・学修支援を効果的に行うために、保護者(保証人)が大学の学修支援体制を理解していることが不可欠である。令和5(2023)年度から入学式当日と5月から6月初めを目途に保護者説明会を開催し、カリキュラムの特徴、国家試験対策や学生生活、就職・進学状況等を含めた学生支援体制について説明するとともに保護者へも協力依頼を行っている。

【資料 2-2-1】

- ・教務委員会と教務部が協力し、各教員から教育上必要な教室備品等の聞き取りを行い、意見を集約、精査して、所管部署へ購入・改善要望を伝え、教育環境を整備した。

【資料 2-2-2】

- ・本学では学生からの各種相談への対応や学修支援のためアドバイザー制度を導入してい

る。アドバイザーは、各学年5～7名程度配置され、原則として1名の学生を1名の教員が卒業まで4年間継続して担当するとともに各学年にチーフアドバイザーを1人置き、該当学年全体を担当する。アドバイザー教員は、原則前期開始時に個別の定期面談を行い、さらに学生の希望や必要に応じて適時面談し、入学後の成績や学修上の不安などについて相談に乗り助言を行った。【資料 2-2-3】

- ・合理的配慮が必要な学生が在学する場合の支援は「湘南鎌倉医療大学看護学部における合理的配慮が必要な学生の支援に関する申し合わせ」（以下「合理的配慮の申し合わせ」という。）に基づいて、対応することとしている。令和6(2024)年度は、3年次の実習科目において1名の学生に合理的配慮の申し合わせに基づき学修支援を行った。【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

- ・大学院が開設されたことから TA 制度を設け、学部生の授業に教育補助として活用している。令和6(2024)年度は2名の TA を採用して実習指導補助等に携わった。

【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】【資料 2-2-8】

- ・教育課程外の整備としては、各科目担当教員のオフィスアワーをシラバスに明記し、授業時間外で学生が教員と対面で質問等に利用できるようにしている。【資料 2-2-9】

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生に対し、本学の理念、目的にかなう教育を行うために必要な改善・向上の方策を教員と職員等が協働して検討できるよう FD・SD の機会を活用する。

今年度一部改訂したアドバイザー制度に関し、来年度学生と教員双方にアンケート調査を実施して検証する予定である。

エビデンス集

【資料 2-2-1】 2024 年度保護者説明会スケジュール

【資料 2-2-2】 2024 年第 9 回教務委員会議事録

【資料 2-2-3】 2024 年度アドバイザー制度実践マニュアル

【資料 2-2-4】 湘南鎌倉医療大学看護学部における合理的配慮が必要な学生の支援に関する申し合わせ

【資料 2-2-5】 令和 6 年度第 4 回教授会議事録

【資料 2-2-6】 令和 5 (2023) 年度第 1 回研究科委員会議事録

【資料 2-2-7】 湘南鎌倉医療大学ティーチング・アシスタント規程

【資料 2-2-8】 湘南鎌倉医療大学ティーチング・アシスタント細則

【資料 2-2-9】 シラバス

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

- ・1年次に開講される「基礎ゼミナールⅠ」では、文章の書き方やプレゼンテーションなどを学ぶことでキャリア形成に必要な基礎能力を身につけることを目標としている。「基礎ゼミナールⅡ」ではグループワークを通して看護師に必要な資質について考え、そのために自身は何をすべきかを検討し、プレゼンテーションを行った。また外部講師による社会人・看護職としての在り方の講演を行った。「キャリア発達論」では現場で働く看護師からキャリア発達の実際について話を聴くことで、学生が具体的なキャリア形成をイメージできるようにしている。【資料 2-3-1】
- ・1年次の「基礎看護学実習Ⅰ」、2年次の「基礎看護学実習Ⅱ」を通じて看護現場を実感し、3年次以降の各領域実習では各看護領域における専門的な看護実践の基本的な能力、技能を身につける。4年次の「統合実習」では理論と実践を統合した看護実践能力を修得させている。【資料 2-3-1】
- ・学生生活委員会内にキャリア支援担当を置き、就職支援・相談室と連携して各学年に対するキャリア支援方針を定め、学生へ提示し、オリエンテーション等で説明を行った。また、業者によるガイダンス、徳洲会グループ病院説明会を開催して、学生へのキャリア・就職に対する意識付けや就職活動への対策を行った。【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】
- ・看護師国家試験、保健師国家試験合格に向け、国家試験対策委員会を主体として、教員と事務局（特に教務部）が一丸となって主に以下のような国家試験対策を実施した。
【資料 2-3-4】
 - A. 国家試験オリエンテーションを各学年（1年生：1回、2年生：3回、3年生：2回）を対象に実施した。【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】
 - B. 保証人への説明と理解・協力依頼のために本学の看護師国家試験対策内容をまとめた文書を送付することで保証人の理解と協力を結び付けた。【資料 2-3-7】
 - C. 学生から委員を選出し、各学年で合同会議や教職員との会議を通じて情報共有や学生からの要望を汲み取り、学年単位での国家試験対策と支援を行った。また、Forms等を使用した学生アンケートの実施、国家試験についての情報発信等の支援を行った。
 - D. 3年次までの模擬試験結果等をもとに学習強化が必要な学生を抽出した。これらの学生に対しては、業者による特別補講に加え、各領域より1名の学習強化者対策チーム担当者を選出し、学習強化者対策チーム会議での学生状況の情報共有と対象学生への

学修支援を行った。【資料 2-3-8】

E. 通常授業の空き時間を活用した専任教員による国家試験対策授業を行った。

【資料 2-3-9】

F. WEB 学習ツールを使用した系統別看護師国家試験対策（2 年生から 4 年生を対象）、模擬試験（4 年生 5 回、3 年生 2 回、2 年生 2 回、1 年生 1 回）、対策講座（4 年生全員対象、10 回）と学習強化者対象の講座（前期 20 回、後期 20 回）など、業者を活用した支援を行った。【資料 2-3-10】

G. 保健師国家試験の対策は、公衆衛生看護学領域の教員 3 名が中心に、学生 19 名に対しガイダンスを通じて国家試験の概要説明、模擬試験、長期休暇中の学習等についての説明、3 回の模擬試験を通じて知識の定着度を参考にした指導と支援を実施した。

上記の支援により、令和 6(2024)年度新卒者の国家試験結果は、看護師国家試験が全国平均を上回る約 99%の合格率、保健師国家試験が 100%の合格率へと結びつけた。

	受験者数(新卒)(人)	合格者数(新卒)(人)	合格率 (%)
第 111 回保健師国家試験	7,308	7,045	96.0
本学	19	19	100.0
第 114 回看護師国家試験	56,035	53,718	95.9
本学	100	99	99.0

・就職支援・相談室では、エントリーシートの書き方指導及び模擬面接など 132 件の各種相談に応じた。

(3) 2—3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・多くの教職員がキャリア支援体制に携わり、進学・就職支援体制を引き続き維持するが、今後は、教育の質保証の観点から、入職後の勤務状況などについて卒業生及び就職先へアンケート調査を行う。
- ・国家試験対策委員会では、国家試験の合格に向け、各学年や学生 1 人 1 人に合わせた支援を継続的に検討・実施していく。

エビデンス集

【資料 2-3-1】 シラバス

【資料 2-3-2】 キャリア支援の方針

【資料 2-3-3】 病院説明会開催案内

【資料 2-3-4】 2024 年度 1～4 年次看護師国家試験対策スケジュール概要

【資料 2-3-5】 オリエンテーション日程表

【資料 2-3-6】 後期時間割

【資料 2-3-7】 第 114 回 看護師国家試験対策について

【資料 2-3-8】 24 年度 学習強化者補講時間割

【資料 2-3-9】 後期時間割

【資料 2-3-10】 湘南鎌倉医療大学 2024 年度 4 年次生補講計画

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

- ・本学では、全学的に学生を支援する体制として学生生活委員会、事務局学生部が担当している。また、アドバイザー教員は学生生活委員会、事務局とも連携し、学生生活全般に関する支援を行っている。【資料 2-4-1】
- ・学生生活の安定のための支援としては、年度当初のオリエンテーション時（特に新入生）に、SNS 使用上の注意事項、貴重品の管理、悪質商法等に関する注意喚起等、学生生活を安全に過ごすことができるよう生活全般に係る指導を行っている。【資料 2-4-2】
- ・課外活動については、大学祭（湘翼祭）、サークル活動、ボランティア活動等への支援を行うとともに、学生の自治会である「学生会」が学生生活委員会の援助を受けて学内交流会や大学祭（湘翼祭）を開催した。特に大学祭（湘翼祭）では、各種企画により学内外からの参加者約 800 名を受け入れ実施した。【資料 2-4-3】
- ・学生の経済的な支援としての奨学金は、学内奨学金制度の「奨学生制度」「離島・沖縄出身奨学生制度」や「特待制度」の他に、日本学生支援機構をはじめ、文部科学省の修学支援新制度及び徳洲会グループの「徳洲会国際奨学財団奨学金」などを学生へ周知、応募手続き、資格条件の確認等、学生生活委員会の審議を経て学長に推薦を行った。学生の約半数がなんらかの奨学金を利用している。【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】
学生の心身に関する健康相談、心理支援を行うため、保健室と学生相談室を設けて対応している。
なお、学生相談室については、火曜日・木曜日の週 2 日体制で開設して、学生の心理支援を充実させている。（相談時間 8:30～15:00）

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活に関し教職員による対応については成果が上がっているが、経済的支援として

今後も各種奨学金公募情報を学生に周知し、資格・条件等を確認したうえで経済的支援を要する学生が速やかに受給できるよう迅速に審査するなど遅滞なく支援を行っていく。また、学生生活委員会が毎年実施している学生生活アンケートや投書箱等に寄せられる意見等の聴取や分析を積極的に行い今後の学生生活全般の支援に繋げていく。

心理支援の拡充として、令和7年度から学生の利便性を考慮し、学生相談室の利用日を1日増やすとともに、相談時間帯を11時から18時までに変更する。

エビデンス集

【資料 2-4-1】 学生生活委員会細則

【資料 2-4-2】 時間割

【資料 2-4-3】 湘翼祭ポスター

【資料 2-4-4】 奨学金制度規程

【資料 2-4-5】 奨学金受給実績

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

- ・校地については、大学設置基準を本学に当てはめると本学の収容定員は400人であるので、基準面積は、4,000㎡となる。本学の校地は校舎等敷地が5,819㎡、屋外運動場敷地が680㎡、計6,499㎡で、大学設置基準を満たしている。【資料 2-5-1】
- ・校舎については、大学設置基準において、収容定員400人の本学の基準面積は4,958㎡となる。本学の校舎面積は、6,753㎡で、大学設置基準を満たしている。【資料 2-5-2】
- ・本学の校舎は、一棟の校舎内に講義室、実習室、演習室、情報処理室、教員研究室、院生自習室、会議室、事務室、図書館、学生相談室、保健室等を集約し、機能性に配慮した地上4階建ての校舎であり、校舎面積に算入されない709㎡の体育館は校舎の2階と連結した構造で、授業予定のない時間において、演習室や情報処理室、講義室、及び体育館は学生に開放され、広く活用されている。【資料 2-5-3】

このように、学生にとって、一棟内で学修活動と各種支援サービスを受けることができる環境を整えている。

- ・図書館については、本学の図書館規程第2条「図書館の目的」において「図書館は、教育、研究及び学修に必要な図書館資料を収集管理し、並びに湘南鎌倉医療大学（以下「本学」という。）学生及び教職員その他の利用に供するとともに情報サービスを提供することを目的とする。」と掲げている。【資料 2-5-4】

この規程のもとに「図書委員会細則」と「図書館利用細則」が規定され、本学図書館はこれらの規則に則って運営している。開館時間は授業開講期間においては午前8時45分から午後9時、土日祝日と春季・夏季・冬季休業期間は午前8時45分から午後5時とした。貸出図書数は一般図書が学部生3冊以内、大学院生と教職員は5冊以内とし、貸出期間は14日間としている。雑誌については2冊以内7日間としている。【資料 2-5-5】

【資料 2-5-6】

- ・図書館業務は教務部が所管し、専任の司書1人と臨時職員4人で対応している。臨時職員は主に平日午後5時以降と開館している土・日・祝日のカウンター業務等に当たっている。
- ・図書館の面積は375㎡あり閲覧座席数は87席を確保している。電子図書・オンラインサービスを含めて和書洋書約20,000冊を揃えている。その他、視聴覚資料274点と「医中誌web」や「CINAHL」、「WEB MAGAZINEPLUS」等の研究に必要なデータベースが閲覧できるよう整備している。【資料 2-5-7】
- ・感染予防のため、登下校時に体温を測定するため、体温測定器を設置するとともに、アルコール消毒液、除菌アルコールタオルを必要箇所に引き続き設置している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1. 実習施設

本学には基礎看護実習室、母性・小児看護実習室、成人・老年看護実習室及び公衆衛生在宅看護実習室の領域別実習室を備えている。

2. 図書館利用状況

令和6（2024）年度の図書館年間利用者数は、延べ29,202人で、内訳は学生20,420人、教職員8,413人、その他224人で、図書貸出数は学生が2,652冊、教職員396冊であった。電子ジャーナル約2,000タイトルを整備し、その多くは同時アクセスの制限なく学内外からの閲覧を可能としたことにより利便性を向上させ、学生・教職員の教育・研究支援に大きく貢献している。【資料 2-5-8】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は1階出入口から建物に入ると、2基のエレベータで1階から4階までの全フロアに移動可能で、各階フロア内は段差がなくスムーズに移動できる。

なお、この2基のエレベータのうち1基は開口部と奥行きを広く確保し、余裕をもってストレッチャーを出し入れすることが可能である。

図書館への入退館に際しては、大きく開口する両開きの扉と段差のない床によるバリアフリーの設計となっている。有人サポートについても、午前8時45分から午後9時までシフト勤務により図書館員がいつでも対応できるように配慮している。合理的配慮が必要な学生の支援については「合理的配慮の申し合わせ」に基づき対応することとしている。

【資料 2-5-9】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

基礎教養科目の必修科目9科目と選択科目4科目について、より高い教育効果を求めて2分割あるいは4分割して授業を実施した。「基礎ゼミナールⅠ」「基礎ゼミナールⅡ」の演習時は少人数に分かれ、それぞれに教員を配置して授業を実施した。

また専門科目についても、演習等の授業内容によっては2～4クラスに分割し、適正なクラスサイズでの授業を実施した。【資料 2-5-10】

大学院看護学研究科（博士前期・後期課程）院生自習室3室や、大学院生用のパソコンをはじめとする諸設備の導入、電子書籍や論文データベース利用に際し快適性を向上させるためのネットワーク環境の整備等必要な改修・整備を適切に行っている。

(3) 2—5の改善・向上方策（将来計画）

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等については、開学5年目の現時点において建物の改修や各設備新增設等の目立った計画はないものの、理事会において将来的に学部等の新設に向けた検討を行う際は、校舎増築等検討の必要性を認識している。

エビデンス集

【資料 2-5-1】校舎、運動場等の配置

【資料 2-5-2】設置計画の変更概要

【資料 2-5-3】校舎等の平面図

【資料 2-5-4】図書館規程

【資料 2-5-5】図書委員会細則

【資料 2-5-6】図書館利用細則

【資料 2-5-7】図書台帳

【資料 2-5-8】図書館入場者数、貸出図書数

【資料 2-5-9】湘南鎌倉医療大学看護学部における合理的配慮が必要な学生の支援に関する申し合わせ

【資料 2-5-10】分割クラスによる授業実績

2—6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・前期科目、後期科目ともに授業終了後に学生による授業評価アンケートを Web で実施した。前期・後期を通じて約 63%の回収率であった。【資料 2-6-1】
- ・授業評価アンケートは授業担当教員へその結果を伝え、授業担当教員は自己評価を教務部へ提出する。提出された自己評価は、看護学部は学部長・教務委員長が、看護学研究科は研究科長が確認の上、改善が必要な内容については教務委員会等での検討や学部長や研究科長から該当教員へ適切な指導を行っている。学生へはアンケートの集計結果と授業担当教員からの「アンケートに対する回答」を学内ポータルシステムで公表することで、学生へフィードバックしている。【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】
- ・施設設備面での改善要望については、各担当部署へ改善要望を伝えることで改善に取り組んだ。
- ・引き続き、授業評価アンケート結果等をもとに教育内容、方法等の改善を図るための検討を行う。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・学生生活アンケート調査を行い、回収率は 52%であった。学生生活の悩みや不安として、希望の就職先や進学先に行けるか不安に感じている学生が 74%いた。【資料 2-6-4】
- ・学生生活委員会内に学生の安全と健康に関する係を置き、保健室と連携し夏季・冬季の長期休業前に学内ポータルサイトで「健康教育」に関する情報を発信し、休み期間中の食生活を含めた健康維持教育及び感染症対策等について注意喚起を行った。【資料 2-6-5】
- ・全学年生への健康診断と 1 年生への B 型肝炎予防接種を 3 回実施した。それに伴う結果の返却と再検査・受診勧奨、抗体価陰性の学生への生ワクチン接種案内等を行い、翌年度の基礎看護学実習Ⅱ開始前にはすべての学生が必要なワクチン接種を済ませた。【資料 2-6-6】
- ・体調不良学生への対応、健康相談、学外への受診誘導を行った。【資料 2-6-7】
- ・保健室は、学生生活アンケートで「利用していない」、「あまり利用していない」学生がほ

とんどであるが、利用した学生の保健室の満足度は高かった。【資料 2-6-8】

- ・学生相談室は、週2回（火・木曜日）の相談日であるが、相談日に学生が予約をしやすくするために相談予約専用のメールアドレスを設定し公表している。
- ・学生の学生相談室利用延べ数は、年度内に99人あり、健康状態、人間関係など相談内容に対応した。【資料 2-6-9】
- ・学生相談室は、学生生活アンケートによると、「利用していない」、「あまり利用していない」学生がほとんどであるが、利用した学生の満足度は高かった。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・学生生活アンケート調査において、「教育施設（講義室・実習室）の満足度について」では、ほぼ満足という回答があった。
- ・2階更衣室前に意見箱を設置し、特に学生からの要望が強かった2階の学内Wi-Fi環境については、アクセスポイントの増設等により、通信環境を大幅に改善させた。
- ・理事長と学生会との懇談会で要望があったスマホ充電器について、ラウンジ及び売店スペースにそれぞれ設置した。
- ・クラブ・サークルについては、ほとんどの学生が「利用していない」と回答していた。そのような中でサークル5団体が継続、サークル1団体がクラブ・サークル規約に基づきクラブへの昇格を申請し学生生活委員会で審査を行い承認し、合計サークル5団体とクラブ1団体が活動している。
- ・クラブ・サークル規約及びボランティアガイドラインを令和3（2021）年度学生便覧より掲載している。【資料 2-6-10】【資料 2-6-11】
- ・承認した団体に対しては、学内施設の利用等について支援を行っている。

(3)2—6の改善・向上方策（将来計画）

- ・授業評価アンケートに記載された学生からの意見については、今後も引き続き検討・対応していく。
- ・学生生活アンケート結果を学内掲示及びホームページで学生に開示しており、改善の要望のうち、改善が困難な点についての問題抽出と対応策の検討を行なっている。今後、検討結果に基づき実行計画の立案を行うこととした。その結果を学生に開示していくことが課題である。
- ・クラブ・サークル活動、他大学の学生との交流、ボランティア活動支援については、学生生活アンケート調査の結果を踏まえ、学生のニーズに安全に応えられるよう適格に、支援することが課題となる。
- ・学生の自治会である学生会は、令和4年（2022）年度10月より活動を開始したが、学生会執行部と学生生活委員会の代表が出席する「学生協議会」で協議しながら運営及び経済的支援を通じ更なる活動に繋げる。

[基準2の自己評価]

- ・開学5年目で新任の教員と職員等の関係づくり、学修支援体制の現状と課題の明確化、学修支援体制の整備に関し、人的資源、経済的資源等の限られる中、関連する各部、各委員会は協働して取組に尽力した。
- ・学生に対する社会的・職業的自立に関する支援体制は、教育課程内外を通じて計画的に構築され、実施している。
- ・就職・進学支援につながる支援は、多くの教職員の協力を得て「就職支援・相談室」を中心に行っている。
- ・図書館に関しては、蔵書の配架、貸出し、文献・図書の部分コピー、文献検索、機関リポジトリ、学術誌の編集・発行、学生教育、他大学との相互貸借、その他の連携協力等、大学図書館の本来の機能・役割を果たすことが出来た。その他、電子書籍や学術データベース、雑誌等もタイトル数が大幅に増え、利用者数も確実に伸びている。また、令和3(2021)年度以降刊行している「湘南鎌倉医療ジャーナル」も編集委員の尽力により第3号を発刊した。【資料 2-6-12】

掲載希望記事の投稿に関しては締め切り日を決めない通年受付とし、掲載決定した論文は随時、本学の機関リポジトリにアップロードすることとした。これにより冊子体発行時期に関わらず迅速に研究成果を公表できるようになった。

エビデンス集

- 【資料 2-6-1】 授業評価アンケート（回収率）
- 【資料 2-6-2】 授業評価アンケートの運用について
- 【資料 2-6-3】 授業評価アンケート
- 【資料 2-6-4】 学生生活アンケート
- 【資料 2-6-5】 保健室運用マニュアル
- 【資料 2-6-6】 抗体保有データ
- 【資料 2-6-7】 保健師活動報告
- 【資料 2-6-8】 保健室利用データ
- 【資料 2-6-9】 学生相談室利用データ
- 【資料 2-6-10】 クラブ・サークル規約
- 【資料 2-6-11】 ボランティアガイドライン
- 【資料 2-6-12】 湘南鎌倉医療ジャーナル第3号

基準3 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

- ・本学のディプロマ・ポリシーは、学部設置申請と大学院開設申請に際しそれぞれ策定され、開学（開設）後は、入学時ガイダンス、ホームページ、大学案内、学生便覧、大学院学生便覧等を通じて周知されている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

- ・単位認定基準については、湘南鎌倉医療大学学則、湘南鎌倉医療大学大学院学則、湘南鎌倉医療大学履修・単位・進級等に係る細則、湘南鎌倉医療大学大学院授業科目の履修及び単位認定等に係る細則、湘南鎌倉医療大学既修得単位の認定に関する細則、湘南鎌倉医療大学大学院既修得単位に関する細則等に定められ、履修に関するガイダンス、ホームページ、学生便覧等を通じ、学生に周知されている。単位修得の認定は科目責任者が行うことになっており、当該科目に定められた授業回数の3分の1以上欠席した場合には原則として単位認定はされない。科目責任者は成績の評価基準を定め、シラバスに明示している。成績評価は秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格としている。また、GPAの算出を行い学修指導に活用している。既修得単位は60単位を上限として「基礎教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」「保健師課程科目」について、湘南鎌倉医療大学既修得単位の認定に関する細則第4条に定められた3項目の基準を満たした場合に認定している。

【資料 3-1-4】

- ・進級基準については、湘南鎌倉医療大学履修・単位・進級等に係る細則に定められ、履修に関するガイダンス、ホームページ、学生便覧を通じ、周知されている。進級判定は年度末に行うこととしており、原則として当該学年の必修科目の単位をすべて修得した者が次年次に進級できる。さらに2年次から3年次への進級については2年次終了時まで卒業要件となる基礎教養科目の選択科目7単位を修得しなければならない。
- ・卒業認定基準については、学則で定める卒業認定単位128単位を取得した者に「学士(看

護学)」の学位を授与することになっており、ガイダンス、オリエンテーション、ホームページ、学生便覧等を通じ、周知している。

- ・修了判定基準については、湘南鎌倉医療大学大学院学則第 35 条で定める規定により、学位の授与に関しては第 36 条に定められており、履修に関するガイダンス、ホームページ、大学院学生便覧等で周知している。
- ・学位論文に係る評価基準については、湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科博士前期課程学位論文実施要綱及び湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科博士後期課程学位論文実施要綱で評価基準を定め、それをもとに評価している。なお、評価基準については、学生へ大学院学生便覧やホームページ等を通じて周知している。【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

- ・単位認定基準については、学則等で定められたものを厳正に適用している。また学生へはシラバス等で各授業科目の到達目標、評価基準を示し、その到達目標や評価基準をもとに適切に評価している。【資料 3-1-7】
- ・学生に対してディプロマ・ポリシー到達度調査を実施し、各学年で到達すべき基準に達しているかを学生自身が自己評価できるようにした。【資料 3-1-8】
- ・低学年から学修の積み上げができるように、令和 5（2023）年度から各学期の GPA を確認し、GPA が低い学生を対象とした学修支援をするための制度を整え、支援を開始した。本学修支援のための手引等に基づき、対象となった学生に対して、段階的にアドバイザー、保証人（保護者）、教務委員長・学生生活委員長による面談により今後の学修指導を実施した。【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】【資料 3-1-11】
- ・進級基準に基づき、教務委員会で進級判定・卒業判定原案を作成し、教授会審議により進級者及び原級留置者（留年者）を確認し、学長が決定した。原級留置者に対しては、申し合わせ事項に基づき、アドバイザーによる本人（必要時保証人）との面談を行い、学修指導を実施した。【資料 3-1-12】【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】
- ・卒業認定基準に基づき、令和 7(2025)年 1 月の教授会において卒業判定を行い、4 年生 100 名が卒業と認定された。【資料 3-1-15】
- ・修了判定基準及び学位論文に係る評価基準に基づき、令和 7(2025)年 2 月の研究科委員会において修了判定及び学位授与に関する判定を行い、博士前期課程 2 名の学生と博士後期課程 2 名の学生について課程の修了と学位（修士（看護学）・博士（看護学））を授与した。【資料 3-1-16】

(3) 3—1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・単位認定基準、進級基準、卒業認定基準については、今後も引き続き学生便覧や各ガイダンス等で学生に明解で分かりやすい周知と説明を心掛けていく。

- ・単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用をしていく。
- ・GPAの低い学生へは、内規や実施マニュアルに基づきアドバイザーによる面談を含めた学修支援を引き続き行っていく。

エビデンス集

- 【資料 3-1-1】大学ホームページ 学部・大学院/学部紹介・大学院紹介
- 【資料 3-1-2】学生便覧 2024 年度 ディプロマ・ポリシー
- 【資料 3-1-3】大学院学生便覧 2024 年度 ディプロマ・ポリシー
- 【資料 3-1-4】湘南鎌倉医療大学既修得単位の認定に関する細則
- 【資料 3-1-5】湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科博士前期課程学位論文実施要綱
- 【資料 3-1-6】湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科博士後期課程学位論文実施要綱
- 【資料 3-1-7】シラバス
- 【資料 3-1-8】DP 到達度調査結果
- 【資料 3-1-9】成績不良学生への学修支援及び退学勧告に関する内規
- 【資料 3-1-10】2024 年度アドバイザー制度実施マニュアル GPA を活用した学修支援の
すすめ方・学修支援のための面談報告書
- 【資料 3-1-11】2024 年度の「GPA を活用した学修支援」実施状況
- 【資料 3-1-12】湘南鎌倉医療大学 原級留置学生の上級年次科目履修に関する申し合わせ
事項
- 【資料 3-1-13】2024 年度アドバイザー制度実施マニュアル 進級判定において原級留置時
のフローチャート
- 【資料 3-1-14】2024 年度進級状況
- 【資料 3-1-15】卒業判定結果
- 【資料 3-1-16】修了判定結果

3-2 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラム・ポリシーは、学部設置申請時と大学院開設時にそれぞれ策定され、開学（開設）後は、入学時ガイダンス、ホームページ、大学案内、学生便覧、大学院便覧等を通じ、周知されている。【資料 3-2-1】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では卒業時まで学生が身につけるべき資質や能力について、ディプロマ・ポリシーにおいて、次のように策定している。

また、学部については「授業科目のディプロマ・ポリシーの到達レベル」を示すことでカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの関連性を示している。

【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】

<学部>

- I 人間として必要な他を思いやる豊かな人間性、幅広い教養、倫理観、生活能力、マナーを身につけている
- II チーム医療に関心が高く、実践現場において関わる人々との十分なコミュニケーションが取れ、多職種連携において看護の専門的役割が果たせる
- III 修得した最新の看護学の知識・技術をもとに科学的根拠に基づいた判断力・思考力をもって看護実践ができる
- IV 地域特性を理解し、地域における看護活動に積極的発展への意思を持ち地域看護活動の基礎能力を身につけている
- V グローバル化の進展を視野に入れつつ看護専門職者として生涯にわたって人間の尊厳を擁護する看護を实践し、看護ケアの質向上について探求・研鑽していく基礎能力を身につけている

<大学院>

（博士前期課程）

- I 看護学の研究を遂行する基本的能力を有している
- II 研究論文をクリティークし、エビデンスを現場に還元する能力を修得している
- III 看護教育の役割・機能に関する理論的基盤を修得している
- IV 看護学の教育・研究・実践において、倫理的課題に対応する能力や多職種・地域と連携する能力を有している

（博士後期課程）

- I 広い視野と深い学識を基盤に、看護学の発展に向けた研究課題を見出し、自立して研

究できる能力を修得している

- II 看護実践の向上に貢献する研究成果を公表し社会に還元する能力を修得している
- III 看護研究者として、学際的な協働・連携を推進できる能力を修得している

これらのディプロマ・ポリシーに基づいて以下のカリキュラム・ポリシーを策定し、本学の教育課程を編成している。したがって、一貫性は確保されている。

<学部>

- I 初年次教育を重視し、アカデミック・スキルズを身につけ看護専門職として学び続ける自己研鑽の態度を養う科目を配置する。
- II 「基礎教養科目」は哲学的思考を基盤に豊かな人間性、教養を培い、高い倫理性を育て、品格を備えた看護専門職者を養成するために「人間の理解」「コミュニケーションの方法」「科学的探究」「社会と文化」「運動とリクリエーション」の5つに区分して科目をバランスよく配置する。
- III 「専門基礎科目」は看護学の基盤となる人体の形態・機能を理解し、健康障害を起こす要因や障害・疾病に陥った時の人体の状況、社会環境と人々の健康とのかかわりを学修する科目を「人体の構造と機能」「健康障害と回復」「健康支援と社会システム」の3つに区分し配置する。
- IV 「専門科目」は看護専門職として必要な専門的知識・技術を修得するとともに、知識と技術を統合して看護学を発展的に考察する科目を「領域別科目」「統合科目」の2つに区分し配置する。
- V 卒業要件を満たすことによって、看護師国家試験の受験資格が得られる教育内容とする。また選択制で保健師国家試験受験資格が得られる科目を配置する。
- VI 学修成果の評価については、到達目標と成績評価基準をシラバスに明示し、筆記試験・レポート・実技試験・実習評価、授業態度や授業への貢献の度合い等で総合的に実施する。

<大学院>

(博士前期課程)

- I 「共通科目」は看護学の教育・研究・実践の基盤となる関連諸科学及び多職種・地域との連携について学修するための科目を配置する
- II 「専門科目」は各看護学領域の特性を踏まえた最新の知見や知識を統合し看護実践への洞察を深め、研究・教育能力を修得するための科目を配置する
- III 研究指導を受け修士論文を作成するとともに継続的に取り組むことができる研究課題を見出すための科目を配置する

(博士後期課程)

- I 「共通科目」は自立して研究できるようになるための研究方法や英語論文の執筆の能力、研究能力の育成に必要な理論構築に資する科目を配置する
- II 「専門科目」は国内外の学術誌や各看護学領域の実践に関する教育・研究を通じて看護学の発展に貢献できる能力を修得するための科目を配置する
- III 研究指導を受け学術的意義のある研究課題を見出し、自立的・計画的・持続的に博士論文を作成する科目を配置する

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

- ・学部においては、学部のカリキュラム・ポリシーに沿って「基礎教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」「保健師課程」の科目群で編成している。
- ・看護学を学ぶ学生の人格の涵養に必要な科目を低学年で学び、徐々に看護学の専門性を高め、高学年では看護学領域において、より視野を広げ探求を深め発展・統合できるようにし、選択制で保健師国家試験受験資格を得るための保健師課程を配置するなど体系的に履修できるよう編成している。なお、学生が体系的に履修できるようにオリエンテーション等を通じて履修指導を行っている。
- ・大学院においては、大学院のカリキュラム・ポリシーに沿って、博士前期課程では「共通科目」11科目、「専門科目」は6つの看護学領域に各3科目を配置し、さらに修士論文作成と研究課題を見出すための「看護学特別研究 M」を配置している。博士後期課程では「共通科目」に5科目、「専門科目」は6つの看護学領域にそれぞれ2科目を配置している。さらに博士論文を作成するための科目として「看護学特別研究 D」を配置している。
- ・学部のカリキュラムについては、カリキュラム検討委員会において、現在のカリキュラムの問題点・改善点を集約し、令和8（2026）年度入学生に向けて新カリキュラムの検討を進めた。【資料 3-2-4】
- ・大学院のカリキュラムについては、研究科委員会内にカリキュラム検討ワーキンググループを発足させ、新カリキュラムに向けての検討を始めた。【資料 3-2-5】

3-2-④ 教養教育の実施

基礎教養科目が学部教育課程の教養教育を成しており、1年次から2年次に学修するように配置されている。「体験学習」や「基礎ゼミナールⅠ」「基礎ゼミナールⅡ」等は、教員の専門分野にとらわれることなく授業を担当している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

- ・シラバスについては、書式の統一を図っており、各科目に「キーワード」「到達目標」「予習・復習の範囲」「成績集計と評価」などを掲載している。また、記載漏れ等がないように、教務委員が分担して記載状況を確認し、必要に応じて科目責任者に加筆、修正を依頼している。【資料 3-2-6】

- ・単位制度の実質を保つため「学則」及び「湘南鎌倉医療大学履修・単位・進級等に係る細則」において1年間に履修出来る上限を47単位までと定め、学生へはガイダンスや学生便覧等で周知している。
- ・基礎教養科目の必修科目9科目と選択科目4科目について、より高い教育効果を求めて2分割あるいは4分割して授業を実施した。「基礎ゼミナールⅠ」「基礎ゼミナールⅡ」の演習時は少人数に分かれ、それぞれに教員を配置して授業を行った。また専門科目についても、演習等の授業内容によっては2～4クラスに分割し、適正なクラスサイズでの授業を行った。
- ・学生による授業評価アンケートを前期科目、後期科目ともに授業終了後に学生にWebで実施した。前期・後期を通じて約63%の回収率であった。授業評価アンケートは授業担当教員へその結果を伝え、授業担当教員は自己評価後、(教務部を通じて)学部長・教務委員長・研究科長へ提出し、改善が必要なものについては教務委員会等での検討や学部長や研究科長から該当教員へ適切な指導を行っている。学生へはアンケートの集計結果と授業担当教員からの「アンケートに対する回答」を学内ポータルシステムで公表することで、学生へフィードバックしている。
- ・ディプロマ・ポリシーの下位の能力、及び評価基準レベル、カリキュラム・ツリーをガイダンス等で学生に対して説明し、各授業でどのレベルまで到達しなければならないかを意識させて授業に臨ませるようにした。【資料3-2-7】
- ・学年度末に学生によるディプロマ・ポリシー到達度調査を実施し、その結果を教授会で報告し、情報を共有した。【資料3-2-8】
- ・教員に対して、「カリキュラム評価のための現行調査」を実施し、担当科目の授業内容がディプロマ・ポリシーに対応しているかどうかの現行状況を確認するとともに、次年度に向けての改善策を得た。調査の結果は教授会で報告した。【資料3-2-9】
- ・大学院のカリキュラムについては、博士後期課程のディプロマ・ポリシーⅡ・Ⅲに該当する科目が少なかったことから、令和6(2024)年度から新たに2科目(「看護学の実践と研究Ⅲ」「ヘルスサイエンス」)を追加開講した。

(3) 3—2の改善・向上方策(将来計画)

- ・カリキュラム・ポリシーに基づく体系的編成を継続するとともに、現状カリキュラムの問題点や課題がないかを引き続き把握することに努めるとともに、可能なところから改善を進めていく。
- ・教育の改善・向上をさらに進めるべく、学生による授業評価アンケート項目や実施についても見直しを行い、改善していくことを継続的に行う。
- ・授業評価(学生及び教員)の結果を踏まえたFD研修会を開催する。
- ・引き続き、前年度の実績を踏まえ授業公開(クラス・ピア・レビュー)を実施する

エビデンス集

- 【資料 3-2-1】 大学ホームページ 学部・大学院/学部紹介・大学院紹介
- 【資料 3-2-2】 学生便覧 2024 年度 カリキュラム・ポリシー
- 【資料 3-2-3】 ディプロマ・ポリシー到達基準
- 【資料 3-2-4】 2024 年度カリキュラム検討委員会活動報告（教授会資料）
- 【資料 3-2-5】 2024 年度第 5 回研究科委員会議事録
- 【資料 3-2-6】 湘南鎌倉医療大学シラバス作成ガイドライン
- 【資料 3-2-7】 ガイダンススケジュール
- 【資料 3-2-8】 2024 年度 DP 到達度調査実施報告
- 【資料 3-2-9】 2024 年度現行調査報告書

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

- ・学部設置申請に際し策定されたアドミッション・ポリシーに沿って入学試験を行った。
- ・入学生に対しディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに応じて編成されたカリキュラムによる授業を実施した。
- ・シラバスに記載した達成レベルに基づき厳正な成績評価を行った。1 年間の GPA(Grade Point Average)を算出した。【資料 3-3-1】
- ・学生及び教員による授業評価を行った。【資料 3-3-2】
- ・ディプロマ・ポリシー（DP）到達度調査を全学年で実施した。【資料 3-3-3】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

- ・教育内容・方法について教員共通に改善が必要な点については、FD・SD 研修会等を通して、改善に向けて尽力している。【資料 3-3-4】
- ・現行カリキュラムにおけるディプロマ・ポリシー到達度調査を全学年で実施した。調査結果についてはオリエンテーション時に学生へ調査結果をまとめた資料を配布してフィードバックした。【資料 3-3-3】

- ・昨年度実施した学部の在校生を対象にディプロマ・ポリシーの到達度結果と授業担当教員からのアンケート結果を受け、ディプロマ・ポリシーの到達度と科目の整合性を見直し、一部の科目についてはディプロマ・ポリシーの到達度を変更した。【資料 3-3-5】
- ・1年生を対象とした5月のガイダンス時に、入学時に行った基礎力リサーチテストの結果と弱点を補完する課題を配布し、結果の活用方法や今後の学修について初年次教育担当教員から説明を行った。さらに弱点を補完する課題を提出させ、提出された課題を初年次教育担当教員とアドバイザーが確認し、アドバイザーから学生へ返却する際に指導が必要な学生に対して学修指導を行った。【資料 3-3-6】
- ・4年生に対しては、卒業前に本学のカリキュラム評価調査を実施し、調査結果を教授会で報告し、情報共有を図った。【資料 3-3-7】
- ・カリキュラム検討委員会を中心に、新カリキュラムの検討を継続的に行った。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・さらなる教育改善・向上のために、看護学部看護学科のアセスメント・ポリシーの策定とポートフォリオの導入を検討していく。
- ・令和7（2025）年1月から3月の期間に学部の在校生を対象にディプロマ・ポリシーの到達度を確認した結果を今後の教育内容・方法の改善や学修評価へ反映させていくと同時に学生へもフィードバックしていく。

[基準3の自己評価]

- ・3つのポリシーの策定とこれに沿った教育課程の編成、学修成果の評価、教育内容・方法の点検は基準に基づいて行っている。
- ・教育課程の編成については、カリキュラム検討委員会により、新カリキュラム策定に向けて検討を重ねており、令和6(2024)年度には新カリキュラムの原案を示すことができた。
- ・教育内容・方法の点検については、前期と後期にクラス・ピア・レビューを実施し、前期は11人、後期は9人の教員がレビューイとなった。
- ・成績評価の基準、業評価の方法・項目に沿って学修成果を評価し、教育内容・方法の点検を行うことができた。

エビデンス集

【資料 3-3-1】 成績評価（GPA）

【資料 3-3-2】 授業評価

【資料 3-3-3】 2024年度 学生全体のディプロマ・ポリシー(DP)到達度調査結果

【資料 3-3-4】 FD・SD マップ

【資料 3-3-5】 令和6年度第5回教授会資料

【資料 3-3-6】 1年生前期オリエンテーション2（2024年5月8日実施）配布資料

基準4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、学校教育法第92条第3項に則り、湘南鎌倉医療大学学則第8条第3項で「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定している。つまり、大学に関する意思決定及び業務執行の最高責任者としての職責を有している。

本学は、学則第11条の規定により大学運営会議を設置している。大学運営会議は学長、副学長、学部長、研究科長、理事長が指名する理事、法人事務局長及び大学事務局長で構成され、月に一度、(1)教育、研究に関する事項(2)学則その他の重要な規定の制定及び改廃に関する事項(3)自己点検・評価に関する重要な事項(4)その他、本学の教学に関する重要な事項を審議している。【資料 4-1-1】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

- ・本学の教授会は、専任の教授及び准教授をもって組織されていて、学長が招集し、議長となると「湘南鎌倉医療大学教授会規程」に定めている。教授会の役割は、同規程第4条第2項で「学長が掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。」と規定するとともに、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を学長裁定として定め、周知しており、大学の意思決定組織及び権限と責任が明確になっている。【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】
- ・本学の研究科委員会は専任の教授及び准教授をもって組織されていて、研究科長は研究科委員会を招集し、その議長となると「湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科委員会規程」に定めている。研究科委員会の役割は、同規程第4条第1項で「学生の入学及び課程の修了に関する事、学位の授与に関する事、教育課程の編成に関する事、大学院担当

教員の教育研究業績審査に関する事、学生の在籍に関する事の他教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて学長が決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。」と規定し周知しており、大学の意思決定組織及び権限と責任が明確になっている。【資料 4-1-4】

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

学校法人の業務執行体制及び大学の教育研究業務執行体制については、学校法人徳洲会事務組織規程に規定され、各事務部門の事務分掌を明確にし、学校法人業務と大学業務を区分しているが、小規模大学の特性を活かし、機動的に対応できる体制を整えている。

【資料 4-1-5】

本学では、教育研究活動等の組織的な運営を図るため、教員と事務職員が役割分担し、協働してその職務が行われるように努めている。また、学内の各委員会においては、教員に加えて大学事務局の部長等を委員として配置し、異なる視点から学内の問題点等について審議・検討を行うなど教職協働体制となっている。【資料 4-1-6】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定の際に学長のリーダーシップが発揮されるように、大学に設置した大学運営会議、教授会、各委員会、事務局等の組織は、機能的かつ適切な業務執行に努め、学長を補佐している。今後も組織体制の充実を図り、迅速・円滑な意思決定に資する整備を行っていく。

エビデンス集

【資料 4-1-1】 大学運営会議規程

【資料 4-1-2】 教授会規程

【資料 4-1-3】 学長裁定

【資料 4-1-4】 大学院看護学研究科委員会規程

【資料 4-1-5】 事務組織規程

【資料 4-1-6】 各委員会名簿

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

- ・本学の教育目的は、幅広い教養と哲学的思考を基盤とする豊かな人間性や高い倫理性をもち、医療技術の進歩・発展、ヒューマンケアへの意識の変化、地域社会のケアニーズの多様化等に対応できる高度な知識・技術を身につけた医療専門職を育成することである。この教育目的を果たすためのカリキュラム・ポリシーを策定し、教育課程を編成している。

【資料 4-2-1】

- ・本学の教員は、基礎教養科目、専門基礎科目、専門科目それぞれ、学修内容を教授するのにふさわしい研究業績、学位、専門領域、教育経験、実務経験等に鑑み採用し配置している。【資料 4-2-2】
- ・教員の採用・昇任等については、就業規則、教員の採用・選考等に関する規程、教員の任期に関する規程に則って行われる。開学後に新規採用教員の資格基準及び昇任基準を策定した。学部及び大学院の完成年度までは本学教員の採用・昇任の審査は AC 教員審査にかけることとなっている。【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】【資料 4-2-5】
- ・文部科学省の令和 5（2023）年度設置計画履行状況調査において、令和 4（2022）年度開設の大学院博士課程において、「定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想を策定し、着実に実行すること。」との指摘事項が出された。今後、当該対象教員の取扱いについては、「湘南鎌倉医療大学設置時における採用教員の定年の特例に関する規程」に沿って、教育・研究の継続性の維持を図りながら計画的・段階的に公募制によって適材の確保を図ることとしている。【資料 4-2-6】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

- ・本学設置の趣旨に教職員全員が大学の理念・教育目的・養成する人材像などを共通認識し理解していることが必須であり、学部教育周辺の諸問題や本学固有の課題について FD・SD 活動を通じて共有することを記載している。【資料 4-2-7】
- ・本学の教育目的を達成するため、教育・研究内容及び教育方法についての改善、教育・研究活動等の支援策等について、個人の能力開発及び組織間の連携を推進し、組織的な能力開発に取り組むことを目的として学則のもと、FD・SD 委員会細則が定められている。

【資料 4-2-8】

- ・令和 6（2024）年度は、活動目標として FD・SD マップを活用し、全学で実施されている研修会を経年的、横断的な観点から把握し、効果的な研修会企画を可視化、共有することとした。これを受け、
 1. 令和 6(2024)年度 FD・SD 研修計画に関する研修内容を調査し、各委員会等における研修予定を周知し、各研修が FD・SD マップのどこに位置づくものか可視化し、情報

を共有した。【資料 4-2-9】

2. 昨年度改訂した方法でクラス・ピア・レビュー（授業公開）を実施した。
 3. 新入職者・若手職員を対象とした研修会の受講機会を提供した。
- ・SD 研修として「内部質保証と機関別認証評価について」をテーマに令和 6(2024)年 8 月 8 日に開催し、令和 8(2026)年度受審予定の機関別認証評価に向けて準備を行った。【資料 4-2-9】
 - ・今年度から日本私立看護系大学協会、日本看護系大学協議会が配信する「教育」「研究」等に関する研修動画の視聴を推奨し、受講者からは概ね肯定的な回答を得たが、受講者数を伸ばすことが今後の課題である。
 - ・また、研究倫理委員会主催による「看護学研究に起こりやすい倫理的問題と対処」、臨地実習委員会主催による「看護学実習 学生の指導方法 - 評価について」を FD・SD 研修として、実施した。【資料 4-2-9】
 - ・今年度のクラス・ピア・レビューには、延べ 44 名がレビューアール・レビューイとして参加した。公開授業回は延べ 13 授業、参観者数は延べ 28 名。今年度から導入した担当制は滞りなく実施された。また、本活動の周知・普及に向けたアンケートの結果、活動主旨や内容等の認知度は 6~7 割程度であることが明らかになった。これを受け、案内メールの配信先拡大、ポスター作成及び学内掲示を行い、さらなる周知・普及に努めた。【資料 4-2-10】
 - ・新入職者着任時に、建学の精神・教育目標・諸規則等についてオリエンテーションを企画するとともに、入職者向け情報シートの配布、新入職者・若手を対象に「新任教職員研修会」の受講機会を与えた。また、「新任教員向け研修会（日本私立看護系大学協会）」のオンデマンド聴講、実習指導者講習会、クラス・ピア・レビューの参観を推奨した。メンター制度は継続導入し、新入職教員にそれぞれメンター教員を配置した。メンティからは、メンターからの支援に肯定的なフィードバックが得られるとともに、本制度への高評価が得られた。【資料 4-2-11】

(1) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・FD・SD マップを継続・活用し、大学全体での研修会テーマや開催時期のニーズを踏まえ、FD・SD マップの 4 区分のバランスを考慮し、教職員の能力及び資質向上のための研修計画を立案・展開する。
- ・次年度は、本学における教育の質保証に向けた取り組みとして、本活動の周知・普及を継続し、認知度 9 割以上を目指す。また、担当制による活動の 2 年目を円滑に推進するとともに、教職員の意見を取り入れ、参加しやすい環境への改善を進める。さらに、令和 10(2028)年度の改定に向けて本活動の在り方を継続的に検討する。

エビデンス集

- 【資料 4-2-1】 カリキュラム・ツリー
- 【資料 4-2-2】 教員調書
- 【資料 4-2-3】 就業規則
- 【資料 4-2-4】 教員の採用選考等に関する規程
- 【資料 4-2-5】 教員の任期に関する規程
- 【資料 4-2-6】 湘南鎌倉医療大学設置時における採用教員の定年の特例に関する規程
- 【資料 4-2-7】 設置の趣旨
- 【資料 4-2-8】 FD・SD 委員会細則
- 【資料 4-2-9】 FD・SD マップ
- 【資料 4-2-10】 令和6（2024）年度 クラス・ピア・レビュー周知・普及にむけたアンケート結果、ポスター
- 【資料 4-2-11】 メンター制度に関するアンケート結果について

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1)4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2)4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

- ・本学設置の趣旨に教職員全員が大学の理念・教育目的・養成する人材像などを共通認識し理解していることが必須であり、学部教育周辺の諸問題や本学固有の課題について FD・SD 活動を通じて共有することが肝要だと記述している（4-2-②再掲）。
- ・本学の教育目的を達成するため、教育・研究内容及び教育方法についての改善、教育・研究活動等の支援策等について、個人の能力開発及び組織間の連携を推進し、組織的な能力開発に取り組むことを目的として学則のもと FD・SD 委員会細則が定められている（4-2-②再掲）。【資料 4-3-1】
- ・令和 6(2024)年度は、すべての FD・SD 研修会において、職員が参加し、教職協働に対応するための知識獲得・意識醸成に関するものであった。【資料 4-3-2】

(3)4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・職員については、研修の体系化による大学マネジメントに必要とされる様々なコミュニケーション能力、スキル等専門能力獲得・向上等機会の充実を図るほか、加盟団体や他機関等との情報交換の機会の活用により、高等教育機関が直面する課題の把握や他大学の動向等の情報収集・現状分析等経営能力の向上に資することを目的として、階層別研修、専門研修等の実施を計画している。
- ・FD、SD マップをもとに、特に SD は職員の大学運営に必要な知識、大学教育に関する法令や制度、規制の知識、私学運営の経理の知識などの研修に主体的な参加を促す。

エビデンス集

【資料 4-3-1】FD・SD 委員会細則

【資料 4-3-2】FD・SD マップ

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(1) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は講師以上の専任教員にひとり一室の研究室を備え、研究室には机椅子はもとより資料を整理するための書庫 2 架やパソコン及びプリンターを設置している。助教及び助手は共同研究室をパーティションで区切り、研究に必要なスペースを確保している。

また、基礎研究に必要な共同実験室を整備し実験台、薬品保管庫、薬用冷蔵ショーケース、バイオメディカルフリーザー、純水製造装置、生物顕微鏡等を整備している。

令和 7（2025）年度科学研究費の公募要件に挙げられた研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保について、「湘南鎌倉医療大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針」を定め、「湘南鎌倉医療大学における研究インテグリティの確保に関する規程」「湘南鎌倉医療大学利益相反マネジメント規程」「湘南鎌倉医療大学安全保障輸出管理規程」「湘南鎌倉医療大学安全保障輸出管理の手続きに関する細則」を整備した。

【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理委員会は令和2（2020）年度に湘南鎌倉医療大学は開学と同時に発足し、令和（2021）年度において、本研究倫理委員会で意見交換を重ね、規程・要綱の修正、倫理審査関連書類の修正、審査フローの見直しを継続して行った。改正案は10月に本学の理事会で承認され、令和3（2021）年11月1日から施行した。

また、文部科学省・厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイドライン」に添って、研究倫理申請についての説明と研究計画書の手引きを開学初年度に作成している。令和3（2021）年3月23日「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」が告示されたことを受け、規程・要綱を見直し、ガイドラインに沿った改訂を行った。令和4（2022）年度は、担当部署を変更し、規程内の文言の整理、様式の整備等の改正を行った。その他審査書類の取扱いを紙ベースから電子データによる共有に変更するなど効率化を図るべく変更を行った。【資料 4-4-6】
【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】

令和6（2024）年度は18件の研究倫理審査を行った。倫理教育面では、大学院生を含む学内の研究者にAPRINの研究者用コースを、事務職員には職員用コースをそれぞれ3年に1回及び毎年度実施する研究倫理研修の受講を義務付けている。また本学の令和6（2024）年度FD・SD研修は「看護学研究に起こりやすい倫理的問題と対応」をテーマに、研修を行い後日の視聴を含めて教職員60名と大学院生16名が受講した。【資料 4-4-9】

本学専任教員（教授・准教授・講師・助教）の日常的な研究を助成するため、各教員から研究課題が記載されている個人研究費交付申請書を提出させ、1人当たり30万円を配布している。【資料 4-4-10】

また、教員の研究活動を促進し、本学教育の充実と、一層の発展に資することを目的として共同研究費を準備し、これに関する取扱要領に基づき執行している。【資料 4-4-11】
対象者は本学専任の助手以上で、2人以上で共同して研究を行うこと、また、研究の区分として、①外部資金の獲得に資する研究、②本学の教育・研究の活性化に関する研究、③地域貢献に関する研究とし、1件当たり30万円を限度として6月に学内公募を行ったところ、1件の応募があり、学長、副学長、学部長及び研究科長で審査を行い7月に交付決定した。なお、当該共同研究費については翌年度4月中に「研究成果報告書」を提出することとしている。【資料 4-4-12】

研究費の執行については「湘南鎌倉医療大学における公的研究費の使用に関する行動規範」を定め、「公的研究費取扱要領」に基づき執行を行うとともに、不正防止のため「公的研究費等ハンドブック」を配布し、APRINの受講及び誓約書提出を義務付けている。

【資料 4-4-13】【資料 4-4-14】

(2) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

次年度の課題として、令和6(2024)年度に引き続き、研究倫理審査の効率化、特に迅速審査手続きの簡素化、研究者の研究倫理に関する理解をより深めるため、規程の改正、手引書の改善等に取り組んで行く。研究者に対しては継続的な倫理教育と審査プロセスの遵守を求めていくため、手引書の改定を継続して行う。また本学の倫理審査に引き続き外部委員を登用するとともに、研究倫理審査の執行状況及び研究倫理審査委員会委員を厚生労働省「倫理審査委員会報告システム」に公表して厳正な運用環境を維持していく。

また、公的研究費を源泉とした研究資金による論文のオープンアクセス化に対応するよう湘南鎌倉医療大学学術情報リポジトリの運用を活発化していく。

[基準4の自己評価]

- ・教学マネジメントについては、学長が委員長となる主要な委員会を置き、学長がリーダーシップをとれる体制を確立しており、学部長、研究科長と各委員会並びに事務職員がこれを支援する体制もできている。
- ・本学の教育目的の理解に努めながらFD・SD活動を実施している。

エビデンス集

- 【資料 4-4-1】湘南鎌倉医療大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針
- 【資料 4-4-2】湘南鎌倉医療大学における研究インテグリティの確保に関する規程
- 【資料 4-4-3】湘南鎌倉医療大学利益相反マネジメント規程
- 【資料 4-4-4】湘南鎌倉医療大学安全保障輸出管理規程
- 【資料 4-4-5】湘南鎌倉医療大学安全保障輸出管理の手続きに関する細則
- 【資料 4-4-6】研究倫理規程
- 【資料 4-4-7】運営及び審査に関する要綱
- 【資料 4-4-8】研究計画書作成の手引
- 【資料 4-4-9】FD・SD研修会開催状況
- 【資料 4-4-10】個人研究費交付申請書
- 【資料 4-4-11】共同研究費に関する取扱要領
- 【資料 4-4-12】共同研究費交付決定通知
- 【資料 4-4-13】公的研究費取扱要領
- 【資料 4-4-14】公的研究費等ハンドブック

基準5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

寄附行為第3条で「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、生命だけは平等だという理念のもと、いつでもどこでも誰でもが最善の医療・ケアを受けられる社会の構築を目指し日々研鑽する医療人を育成することを目的とする。」と明確に定め、教育基本法、学校教育法を遵守することを明確に定めている。寄附行為第50条で、「この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。」とし、「学校法人徳洲会寄附行為施行細則」第2条で理事会の業務決定の権限を定め、高等教育機関としての社会に応えるべき適切な運営をしている。【資料5-1-1】

- ・令和6（2024）年度は、令和5（2023）年私立学校法改正の目的等を踏まえたガバナンス改革に取組むため、理事会・評議員会において種々検討を重ねつつ学内の新体制を構築した。学内規程等の見直しを進め、現状の「就業規則」、「個人情報保護に関する規程」、「ハラスメント防止規程」、「公益通報等に関する規程」等組織倫理を規定に加え、コンプライアンス推進規程、学校法人構成員の行動規範及び危機管理規則などを定め、法人が従来以上に社会的信頼に応えられるための自立的な仕組みを整えとともに内部統制システム整備の基本方針を決定するなど、新制度への円滑な移行に努めた。【資料5-1-2】
- ・以上のように、諸規程に基づき組織の運営を行い、規律と誠実性の維持に努めている。
- ・私立学校法の規定に基づく「寄附行為」、「学校法人徳洲会役員名簿」、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」、「監事監査報告書」及び必要な財務情報をホームページで公表するとともに大学の事務局に備付け、請求があった場合には閲覧に供することとしている。また、学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づく必要な教育上の情報をホームページで公表している。【資料5-1-3】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人では、建学の精神に基づいた教育を実施し使命を達成するために、事業計画を策定

し、それに基づいた運営を行っている。事業計画の決定は、予算の決定と合わせ、あらかじめ評議員会の意見を求めた上で、理事会において行っている。会計年度終了後、法令に定められた期間までに、事業報告及び決算について、理事会で承認・決定し、評議員会に報告することとしている。また、本法人では理事会・評議員会を適宜開催し、法人及び大学の課題に速やかに対応するとともに、大学の使命・目的実現のための意思決定を行っている。

大学の運営及び教学に関する重要事項については、「大学運営会議」において、審議している。当該会議は、学長、副学長、学部長、研究科長、理事長が指名する理事、法人事務局長及び大学事務局長で構成されている。これにより、大学と法人の間での意思の共有が図られている。【資料 5-1-4】

令和 5（2023）年度に実施された文部科学省の法人履行状況調査の現地調査において、「令和 4（2022）年度中に開催された評議員会に一度も出席していない評議員がいたことから改善に取り組むこと」が、指摘事項のその他の意見として付された。令和 5 年度以降は、当該評議員の任期満了後、新しく任命された評議員において改善がなされている。

その他、「基本金組入前当年度収支差額がマイナス状態で継続していることから収支均衡を前提とした中長期的な財務計画の策定・実行等、経営基盤の安定確保に取り組むこと」とされたことについては、改善の判定を受けているが、令和 5（2023）年度の決算において基本金組入収支差額はプラスに転じており、令和 6（2024）年度の事業活動収支決算においても基本金組入収支差額はプラスとなっている。また、「経常収入に対する教育研究経費が同系統の学校法人の平均値に比べ低く、かつ近年の割合が低下傾向あることから、教育研究条件の充実向上に取り組むこと」とされたことについても、改善の判定を受けているが、令和 4（2022）年度までは学年進行中であったため、経常収入の増加を要因とする減少だったが、令和 5（2023）年度より教育研究経費比率は増加に転じている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学の建物は環境保全のため、全館 LED 照明を導入し、電力使用の省力化を図っている。また、省エネルギー対策として、適正な室温管理の徹底や夏季においてはクールビズなどを実施している。

人権については、法人において「ハラスメント防止規程」を定め、リーフレットを作成し、学内のハラスメント防止に努めている。リーフレットには学内相談窓口の他、外部相談窓口として、法律事務所を記載している。学生に対しては、「学生便覧」、「大学院学生便覧」にハラスメント防止についての内容を記載するとともに、相談窓口についても連絡先を記載し、相談しやすい環境を整えている。また、「個人情報の保護に関する規程」に基づき、学生の個人情報の適正な取り扱い及び管理を行っている。【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】

安全への配慮については、「学生便覧」、「大学院学生便覧」に、防災上の基本事項を記載し、周知を図っている。また、日常の不審者等の対策として、有人・無人での警備体制を整備し、学生・教職員の安全に努めている。健康・衛生面においては、年 1 回の定期健康診断

の実施とともに、学生の感染症予防対策として予防接種を促している。万が一、感染症に罹患した学生が発生した場合の対応方法を「学生便覧」、「大学院学生便覧」に明記することで、感染拡大防止に備えている。

今年度も、学内にいる全教職員、全学生を対象とした本学の消防計画に基づく消防訓練を実施するとともに、教職員全員にヘルメットの配布や災害時の安否確認用メール訓練の他、防災備蓄品の補充を行った。

安全管理については、衛生委員会において毎月巡視を行い巡視先において改善点が見つければ、改善指導を実施し、改善した段階で実施報告を受けている。【資料 5-1-7】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は整備した各種規程に基づいて管理運営体制、教学運営体制を確立し、会議、委員会を適切に運営し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

なお、令和 6（2024）年度中に整備した、コンプライアンス推進規程と行動規範及び危機管理規則に基づくマニュアル化を進め、各構成員が法令遵守と誠実性に対する意識を高めながら職務遂行できるよう努めることとしており、今後も、法令の改正や社会情勢の変化に対応した規定の整備・改正を行っていくとともに、学生をはじめとする本学構成員の人権、安全への配慮に努め、本学ホームページ等を通じた情報発信を積極的に行っていく。

【資料 5-1-8】

エビデンス集

【資料 5-1-1】 学校法人徳洲会寄附行為

【資料 5-1-2】 公益通報等に関する規程

【資料 5-1-3】 情報公開ホームページ

【資料 5-1-4】 事業計画

【資料 5-1-5】 ハラスメント防止規程

【資料 5-1-6】 ハラスメントのない大学へ「リーフレット」

【資料 5-1-7】 衛生委員会規則、衛生委員会 3 月資料

【資料 5-1-8】 コンプライアンス推進規程、学校法人徳洲会及び湘南鎌倉医療大学行動規範、
危機管理規則

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為第 18 条第 2 項において「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」ことを規定しており、本法人の意思決定機関として位置づけられている。

理事会は、適宜開催され、法人並びに本学の運営に関する重要事項について審議を行っている。

また、外部理事、監事には重要事項の資料を事前に送付している。理事会は、寄附行為第 18 条に基づき理事長が議長を務め、議案ごとに議長又は委任された職員が資料に基づき説明を行い、理事から質疑等を受けた後に審議を経て採決している。理事会において十分な協議を行い、使命・目的達成に向け、意思決定ができる体制ができている。

なお、学校法人運営の機能性については、寄附行為第 12 条及び第 15 条において、代表権は理事長のみとし、権限の一元化を明確にしている。

理事の選任においては、寄附行為第 5 条において理事は 5 人以上 9 人以内を置くこととしている。令和 6（2024）年度の理事数は、7 人となっている。

理事の構成は寄附行為第 6 条において定めており、7 人の理事は①寄附行為第 4 条に掲げる学校の学長、②評議員のうちから評議員会において選任された者 2 人、③学識経験者のうちから理事会において選任された者 4 人で構成されている。①及び②に規定する理事は学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。また、寄附行為第 9 条では、役員任期は 2 年と定め、補欠の役員任期は前任者の残任期間とするなど、適切に理事の選任を行っている。

令和 6（2024）年度は、令和 5（2023）年私立学校法改正の目的等を踏まえたガバナンス改革に取り組むため、理事会・評議員会において種々検討を重ねつつ学内の新体制を構築した。

【資料 5-2-1】

(3) 5—2 の改善・向上方策（将来計画）

経営面の担当である理事会と教学面を担当する大学運営会議が設置されており、教育研究を推進するにあたり財政的な裏付け、また学則や関係規程に基づいたものであるかの審議ができるような体制を整備している。

今後も、急激に変化する社会情勢に見合った経営戦略、大学運営について、監事・評議員会とも意見交換しながら理事会にて検討することとする。

エビデンス集

【資料 5-2-1】理事会議事録

5—3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

大学運営会議は、理事である学長及び理事長が指名する理事が含まれている。

そのため理事会での審議及び大学運営会議での審議の際に、法人及び大学の意向がスムーズに伝わる仕組みとなっている。また、理事長、理事長が指名する理事、学長、副学長、学部長、研究科長、法人事務局長、大学事務局長、内部監査室長及び各部長を構成員とする幹部会を月1回開催して法人の日常業務の主要事項等について審議決定することとしている。さらに、理事長、学長、副学長、学部長、研究科長、法人事務局長及び大学事務局長は月1回懇談会を開催し、大学運営の現状や課題を共有し、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。【資料 5-3-1】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

寄附行為第23条において、「予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、役員に対する報酬等の支給の基準、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、寄附金品の募集に関する事項、その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの」については、理事会があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないことを定めている。なお、理事会には、大学運営会議の議長である学長と理事長が指名する理事を含んでおり、理事会と大学運営会議間の相互チェックがはたらく構成になっている。

本法人は寄附行為第5条第1項2号に監事を2名置くことを定めており、寄附行為第7条に基づき理事会で選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任している。理事会・評議員会には必ず2名の監事若しくは1名の監事が出席している。

評議員についても寄附行為第25条に基づき15名の評議員を選出しており、寄附行為第23条定める事項について理事会を開催する前に、あらかじめ意見を聴取している。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

本学は、教学部門と管理部門とが有機的に機能することを目的に「大学運営会議」を設置し、学校法人と大学との間の調整を行いながら、内部統制を行うべく、今後も引き続きこの体制を維持する。

また、監事との連携をさらに進め、適切な運営が継続され、大学が社会的役割を果たせる

よう、法人と大学の円滑で適切な意思決定と相互チェックを行っていく。

エビデンス集

【資料 5-3-1】 大学運営会議規程

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は令和元（2019）年度に設置認可を受けた法人であり、設置計画に基づき運営を行っている。令和4（2022）年度開設大学院設置申請に際し、令和6（2024）年度までの第1期中期資金収支予算及び中期事業収支予算を評議員会に諮問し、理事会で決議を得ている。【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】

令和6（2024）年度は第1期中期資金収支予算及び中期事業計画の最終年度であり、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの第2期中期資金収支予算及び中期事業収支予算を令和7（2025）3月21日の評議員会に諮問し、理事会で決定している。【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】

予算執行に際し、消耗品発注依頼書若しくは稟議書を用いて専決事項に基づき決裁を取っている。【資料 5-4-5】【資料 5-4-6】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人は単一学部の大学を運営しており、令和5（2023）年度に完成年度を迎えている。

令和2（2020）年度から令和4年度までの学年進行中は事業活動収支上において支出超過であったが、令和5（2023）年度よりプラスに転じている。

令和6（2024）年度から経常費補助金も交付を受けている。教育の内部質保証のために必要な資金を確保するため、寄付金の募集活動を行っている。【資料 5-4-7】それまでの寄付実績により、令和3（2021）年8月に個人からの寄付に関する税額控除の対象法人と認定されている。【資料 5-4-8】また、令和6（2024）年12月に特定公益増進法人である旨の証明の更新を行った。本法人の建学の理念と同一の理念を掲げる一般社団法人徳洲会より受配者指定寄付金制度を通じた寄付金を毎年度受領している。【資料 5-4-9】

(3) 5—4 の改善・向上方策（将来計画）

現在の中期資金計画においては、設置申請中の大学院の完成年度を迎える令和 6（2024）年度に収支均衡する計画となっていたが、令和 5（2023）年度の決算において 1 年前倒しで収支バランスがプラスとなっている。しかしながら、収入計画の内訳として外部資金の割合が高いため、令和 7（2025）年度以降も学生生徒納付金収入以外の収入を確保する必要がある。経常費補助金については、本学の特色を活かして、一般補助金の増額及び特別補助等の申請に努め、積極的な情報公開などを通し寄付金の募集活動を継続していく。また、支出に関しても経済合理性を追求した無駄のない適切な運営を行っていく。

エビデンス集

- 【資料 5-4-1】 令和 3（2021）年 2 月 1 9 日 理事会・評議員会 議事録
- 【資料 5-4-2】 令和 3（2021）年 2 月 1 9 日 理事会評議員会資料 中期収支計画
- 【資料 5-4-3】 令和 7（2025）年 3 月 2 1 日 理事会・評議員会 議事録
- 【資料 5-4-4】 令和 7（2025）年 3 月 2 1 日 理事会評議員会資料 中期収支計画
- 【資料 5-4-5】 消耗品発注依頼書
- 【資料 5-4-6】 専決事項一覧
- 【資料 5-4-7】 学校法人徳洲会 寄付金募集趣旨書
- 【資料 5-4-8】 特定公益増進法人である証明
- 【資料 5-4-9】 寄付金申込書

5—5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5—5 の自己判定

基準項目 5—5 を満たしている。

(2) 5—5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準、学校法人徳洲会経理規程及び学校法人経理規程施行細則に則り、適正に処理している。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】 法人本部が湘南鎌倉医療大学内にあり、現金出納から預金の入出金管理については法人事務局財務部が大学の財務部を兼務しているため、会計処理の均一性は保たれている。【資料 5-5-3】 会計処理を行うにあたり会計担当者が証憑書類に基づき会計伝票を起票し、財務部長が確認を行っている。【資料 5-5-4】

会計処理の判断が難しい事例が発生した場合は、監査法人と打ち合わせの上、処理してお

り、税務に関する事例については顧問税理士に確認の上、適正に処理をしている。

令和7(2025)年度から施行される私立学校法の改正に向け、一部、経理規程の改正を行った。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人は私立学校振興助成法第14条に基づく監査法人による任意監査を受けている。【資料5-5-5】会計監査の体制として2人の公認会計士で往査等の会計監査を実施し、別の公認会計士1人が審査を担当している。

監事は、公認会計士と連携し監事監査を行っている。公認会計士による監査計画及び監査の途中報告を受け、会計帳簿の確認を行い理事会、評議員会において報告を行っている。【資料5-5-6】【資料5-5-7】

(3) 5-5の改善・向上方策(将来計画)

令和6(2024)年度より私立大学等経常費補助金の交付を受けており、会計処理の教管区分や按分処理などの適切性を常に確認するとともに、現行の監事監査及び会計監査人により会計監査及び内部監査室による監査の充実を図る。

エビデンス集

【資料5-5-1】学校法人徳洲会 経理規程

【資料5-5-2】学校法人徳洲会 経理規程施行細則

【資料5-5-3】学校法人徳洲会 組織図

【資料5-5-4】証憑伝票

【資料5-5-5】独立監査人の監査報告書

【資料5-5-6】監事監査報告書

【資料5-5-7】令和6(2024)年5月24日理事会・評議員会議事録

[基準5の自己評価]

- ・経営及び管理については、本法人の使命・目的及び教育目標を実現するため、関係法規、本学諸規程を遵守し、最高意思決定機関である理事会のもとに日常の業務執行にあたっている。
- ・大学運営については、最終決定権者の学長のリーダーシップのもとに法人及び教学の責任者で構成し、教育施策について審議する「大学運営会議」において法人と教学部門の円滑な連携が行われている。

基準6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1の自己判定

基準項目6-1を満たしている。

(2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は「湘南鎌倉医療大学学則第11条」に基づき、教学に関する重要な事項を審議する「大学運営会議（以下「運営会議」という。）」を設置している。構成員は、学長、副学長、学部長、研究科長、理事長が指名する理事、法人事務局長、大学事務局長であり、審議案件に応じ大学事務の各部長が陪席している。審議事項の一つに自己点検・評価に関する重要な事項が掲げられており、内部質保証の推進に責任を負う組織として位置付けている。

【資料 6-1-1】

また、運営会議のもとに自己点検・評価を推進するための組織として自己点検・評価委員会が置かれ、教育研究活動の適切性、有効性を検証するため、自己点検・評価の基本方針に基づき、自己点検・評価活動を総括する体制がとられている。【資料 6-1-2】

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

教育研究活動等の状況の自己点検・評価と教育の質を保証し、改善・向上に取り組む内部質保証のための組織及び責任体制については適切に整備されている。今後は整備した組織及び責任体制が適切に機能しているか定期的に確認するものとする。【資料 6-1-3】

エビデンス集

【資料 6-1-1】 湘南鎌倉医療大学学則

【資料 6-1-2】 自己点検・評価委員会規程

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

基準項目6-2を概ね満たしている。

(2) 6—2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己・点検評価及びその結果を公表することを学則第2条に規定しており、「自己点検・評価委員会」において、毎年度、教育・研究、組織及び運営、施設・設備の状況等について自己点検・評価を実施することとしている。評価項目は（公財）日本高等教育評価機構の基準項目、及び本学が必要と判断した項目とし、自己点検・評価報告書を作成することとしている。

自己点検・評価の結果は、運営会議にて確認のうえ、理事会に報告され、大学ホームページに公開となる。また、評価結果から提案された「改善事項」は、理事会の承認を経て、関係委員会及び各事務部署に学長から通知され、改善への取り組み状況を翌年度に確認することとしている。【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

戦略的経営の意思決定、推進及び経営の改善に資するため、教育・研究・学生・財務・人事等に関する情報の総合的な分析・共有等を図るため理事長のもとに IR 推進委員会を設置し、所掌事務を総務部から事業企画室とするなど機動的改組を行った。各部署が収集・メンテナンスしているデータの種類や頻度を明らかにし、大学 IR のスタンダード指標の種類と部署の関係等について情報をまとめるとともに、データ利用権限内規を定め、大学運営会議の承認を得て学内のデータ収集・提供・分析のルールづくりを行った。

【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】

(3) 6—2 の改善・向上方策（将来計画）

データ利用権限内規に基づき、理事長、学長、各委員会等の求めに応じ、データの収集・分析を本格的に行うこととしている。

エビデンス集

【資料 6-2-1】自己点検・評価報告書

【資料 6-2-2】理事会議事録

【資料 6-2-3】理事会議事録（令和6(2024)年5月24日）

【資料 6-2-4】大学 IR スタンダード指標

【資料 6-2-5】データ利用権限内規

6—3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学が実施した教育研究活動等について、関連部署ごとに点検・評価を行い、自己点検・評価委員会において、その結果及び改善計画案を取りまとめ、運営会議に報告する。

運営会議は、報告書の承認及び改善計画案を決定し、理事会において承認していただき、関連部署はその改善計画に基づき、必要な措置を実施していくこととする。

次年度以降、課題を改善した教育研究活動について、関連部署ごとに点検・評価を行い、自己点検・評価委員会及び運営会議にフィードバックすることにより PDCA サイクル機能を促進する。【資料 6-3-1】

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価報告書に記載された課題、改善・向上にかかる事項については、学長のリーダーシップのもと、教職員が一体となり改善策を提案し実行する。

[基準 6 の自己評価]

内部質保証のための組織として大学運営会議及び自己点検・評価委員会を置き、各年度の自己点検・評価報告書は学内で共有するとともにホームページに掲載している。

今後の検証が必要だが、関連部署ごとに PDCA サイクルが機能するものと考えている。

エビデンス集

【資料 6-3-1】 大学運営会議議事録

IV. 大学独自基準に基づく自己評価

基準 A 社会連携・貢献

A-1 地域連携

A-1-① 法人組織全体での地域連携推進体制の整備

A-1-② 地域社会への貢献活動

A-1-③ 地域連携の持続的発展に貢献するための協力関係の促進

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を概ね満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 法人組織全体での地域連携推進体制の整備

FD・SD 委員会で、令和 6(2024)年 2 月に「本学における社会貢献に関する意見交換会」を開催し、社会貢献に関する意識を高めるとともに、令和 6(2024)年 2 月 29 日開催の大学運営会議において、大学が地域社会をはじめとして社会に寄与する社会貢献活動を実践するため、「湘南鎌倉医療大学社会貢献基本方針」を制定した。【資料 A-1-1】

事務局内では地域連携に関する業務内容ごとに担当する部を振り分けて実施する体制となっている。近隣地域との渉外に関しては総務部、授業に関連した業務は教務部、学生のボランティア活動に関しては学生部が担う体制となっているが、渉外事業を取りまとめる部署として「社会連携室」を令和 6 年度に設置した。

学生が地域貢献活動に積極的に取り組むことができるように「ボランティアガイドライン」を令和 3(2021)年 1 月に制定し、周知を図っている。【資料 A-1-2】

A-1-② 地域社会への貢献活動

1. 連携協定

- ・「災害時における妊産婦及び乳児等の緊急受入れに関する協定書」（令和 2(2020)年度・鎌倉市）＝鎌倉市市民防災部と協議中 【資料 A-1-3】
- ・「鎌倉市と学校法人徳洲会 湘南鎌倉医療大学との包括連携協定書」（令和 4(2022)年度・鎌倉市）＝「認知症サポーター養成講座」（令和 5(2023)年 7 月）、「看護師になるための学び体験」（令和 5(2023)年 8 月） 【資料 A-1-4】 【資料 A-1-5】 【資料 A-1-6】
- ・「神奈川県教育委員会と湘南鎌倉医療大学との連携と協力に関する協定書」（令和 4(2022)年度・神奈川県）＝高校への出張授業 【資料 A-1-7】

2. 市民向け公開講座

- ・令和4(2022)年3月「一人ひとりにとっての健康長寿—ナイチンゲールの健康の定義からのアプローチ」(日赤共募奉仕者合同研修会共催)【資料 A-1-8】
- ・令和5(2023)年7月「認知症サポーター養成講座」(鎌倉市と共催、再掲)
- ・令和6年6月「能登半島地震の経験から地域防災を考える」【資料 A-1-9】
- ・令和7年度 11月、2月に公開講座開催予定

3. 学生のボランティア活動

ボランティアサークル等の活動として、

- ・アイシティ eco プロジェクト (使い捨てコンタクトレンズの空ケースのリサイクル)
- ・ビーチクリーン (かながわ海岸美化財団) への参加
- ・学園祭(湘翼祭)でのレモネードスタンドによる小児がん支援
- ・令和5年(2023)年12月には学生が東日本大震災当時の状況や復興状況を視察した「東北スタディツアー」について「かまくら市民活動フェスティバル」において、市民の皆様に向けて報告を行うなど、多数の活動を実施。【資料 A-1-10】

4. 学長裁量経費による新たな取組

今年度から学長裁量経費に課外活動支援金、社会貢献活動支援金を創設し、その支援金をもとに学生が「氷取沢神社夏祭り」において飲み物販売を行い、売り上げを国際医療NGO 団体へ寄付を行った。また、学生・職員による「地域農業ボランティア」、学生・教職員及び地域団体による「地域と協働しながら学ぶ防災活動」、昨年度より開催している「ぶらり散歩」を実施した。【資料 A-1-11】

A-1-③ 地域連携の持続的発展に貢献するための協力関係の促進

- ・地域住民参加型の「ぶらり散歩」では、大学近隣の地域包括支援センター・社会福祉協議会・鎌倉市医師会・自治会等に協力を要請し、協働する試みとして、令和6年度から月に一回を目途に大学近隣を40分程度散歩する「ぶらり散歩」を実施している。
- ・鎌倉の寺社や鎌倉市観光協会、風致保存会と連携し、「鎌倉の文化と歴史」「体験学習」等の鎌倉の地ならではの特色あるユニークな授業を展開した。
- ・さらに基礎教養科目(選択科目)の「体験学習」では、離島に暮らす人々の実際の生活や、行政の様々な取り組みと工夫、自然・文化等を実地で体験すべく、鹿児島県奄美市、徳之島町へ赴き、実習授業を行った。
- ・保健師助産師看護師実習指導者講習会の実施により、実習受け入れ側の指導者に対し、本学の教育理念・方針への理解と支援を得ることができた。【資料 A-1-12】

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

今後は年に2回の公開講座と「みんなの保健室」（隔月各領域で企画し、地域住民と教職員、学生が交流する内容）を開始するとともに、地域防災活動について引き続き地元団体等と連携して実施する。

[基準 A の自己評価]

- ・新たに「湘南鎌倉医療大学社会貢献方針」を制定するなど、地域貢献に関し着実に進捗している。
- ・研究倫理審査委員会の外部有識者委員に地元町内会会長経験者を、自己点検・評価委員に鎌倉市役所課長を起用する等、地域の意見を参考にした大学運営に心がけている。
- ・社会貢献活動支援金事業をはじめ、市民向け公開講座や学生ボランティア、教職員による地域貢献活動を継続して行うこととしている。
- ・令和6年度から、地域住民参加型の「ぶらり散歩」が企画され、大学近隣の地域包括支援センター・社会福祉協議会・鎌倉市医師会・自治会等に協力を要請し、協働する試みとして、大学近隣を40分程度散歩する「ぶらり散歩」を継続して実施することとしている。さらにこの企画を基に健康医療の学術研究を行う試みが計画されている。

エビデンス集

- 【資料 A-1-1】 湘南鎌倉医療大学社会貢献基本方針
- 【資料 A-1-2】 ボランティアガイドライン
- 【資料 A-1-3】 災害時における妊産婦及び乳児等の緊急受入れに関する協定書
- 【資料 A-1-4】 鎌倉市と学校法人徳洲会 湘南鎌倉医療大学との包括連携協定書
- 【資料 A-1-5】 認知症サポーター養成講座ポスター
- 【資料 A-1-6】 看護師になるための学び体験講師依頼書
- 【資料 A-1-7】 神奈川県教育委員会と湘南鎌倉医療大学との連携と協力に関する協定書
- 【資料 A-1-8】 日赤共募奉仕者合同研修について（ご案内）
- 【資料 A-1-9】 公開講座「能登半島地震の経験から地域防災を考える」ポスター
- 【資料 A-1-10】 かまくら市民活動フェスティバルタイムスケジュール
- 【資料 A-1-11】 ぶらり散歩ポスター（3月）
- 【資料 A-1-12】 保健師助産師看護師実習指導者講習会開催案内

令和6年度自己点検評価報告書 資料一覧

- 【資料 1-1-1】 学生便覧 2024 年度 （湘南鎌倉医療大学学則 第1条、第6条）
- 【資料 1-1-2】 大学院学生便覧 2024 年度 （湘南鎌倉医療大学大学院学則 第2条）
- 【資料 1-1-3】 本学ホームページ 大学案内/大学概要/建学の精神
- 【資料 1-1-4】 本学ホームページ 大学案内/情報公開/教育研究上の基礎的な情報/学部等の名称及び教育研究上の目的
- 【資料 1-1-5】 本学ホームページ 学部・大学院/学部紹介/教育の特色
- 【資料 1-1-6】 学生便覧 2024 年度 （大学の概要）
- 【資料 1-1-7】 大学院学生便覧 2024 年度 （大学院の概要）

- 【資料 1-2-1】 学校法人徳洲会寄附行為 第3条
- 【資料 1-2-2】 本学ホームページ 学部・大学院（学部紹介・大学院紹介）
- 【資料 1-2-3】 本学ホームページ 大学案内/教育方針・受入れ方針
- 【資料 1-2-4】 学生便覧 2024 年度
- 【資料 1-2-5】 大学院学生便覧 2024 年度

- 【資料 2-1-1】 大学ホームページ 大学案内/教育方針・受入れ方針
- 【資料 2-1-2】 入学試験要項、大学院入学試験要項
- 【資料 2-1-3】 2025 年度入学試験について

- 【資料 2-2-1】 2024 年度保護者説明会スケジュール
- 【資料 2-2-2】 2024 年第9回教務委員会議事録
- 【資料 2-2-3】 2022 年度アドバイザー制度実践マニュアル
- 【資料 2-2-4】 湘南鎌倉医療大学看護学部における合理的配慮が必要な学生の支援に関する申し合わせ
- 【資料 2-2-5】 令和6年度第4回教授会議事録
- 【資料 2-2-6】 令和5（2023）年度第1回研究科委員会議事録
- 【資料 2-2-7】 湘南鎌倉医療大学ティーチング・アシスタント規程
- 【資料 2-2-8】 湘南鎌倉医療大学ティーチング・アシスタント細則
- 【資料 2-2-9】 シラバス

- 【資料 2-3-1】 シラバス
- 【資料 2-3-2】 キャリア支援の方針
- 【資料 2-3-3】 病院説明会開催案内
- 【資料 2-3-4】 2024 年度1～4年次看護師国家試験対策スケジュール概要

- 【資料 2-3-5】 オリエンテーション日程表
- 【資料 2-3-6】 後期時間割
- 【資料 2-3-7】 第 114 回 看護師国家試験対策について
- 【資料 2-3-8】 24 年度 学習強化者補講時間割
- 【資料 2-3-9】 後期時間割
- 【資料 2-3-10】 湘南鎌倉医療大学 2024 年度 4 年次生補講計画

- 【資料 2-4-1】 学生生活委員会細則
- 【資料 2-4-2】 時間割
- 【資料 2-4-3】 湘翼祭ポスター
- 【資料 2-4-4】 奨学金制度規程
- 【資料 2-4-5】 奨学金受給実績

- 【資料 2-5-1】 校舎、運動場等の配置
- 【資料 2-5-2】 設置計画の変更概要
- 【資料 2-5-3】 校舎等の平面図
- 【資料 2-5-4】 図書館規程図
- 【資料 2-5-5】 図書委員会細則
- 【資料 2-5-6】 図書館利用細則
- 【資料 2-5-7】 図書台帳
- 【資料 2-5-8】 図書館入場者数、貸出図書数
- 【資料 2-5-9】 湘南鎌倉医療大学看護学部における合理的配慮が必要な学生の支援に関する申し合わせ
- 【資料 2-5-10】 分割クラスによる授業実績

- 【資料 2-6-1】 授業評価アンケート（回収率）
- 【資料 2-6-2】 授業評価アンケートの運用について
- 【資料 2-6-3】 授業評価アンケート
- 【資料 2-6-4】 学生生活アンケート
- 【資料 2-6-5】 保健室運用マニュアル
- 【資料 2-6-6】 抗体保有データ
- 【資料 2-6-7】 保健師活動報告
- 【資料 2-6-8】 保健室利用データ
- 【資料 2-6-9】 学生相談室利用データ
- 【資料 2-6-10】 クラブ・サークル規約
- 【資料 2-6-11】 ボランティアガイドライン

【資料 2-6-12】 湘南鎌倉医療ジャーナル第3号

【資料 3-1-1】 大学ホームページ 学部・大学院/学部紹介・大学院紹介

【資料 3-1-2】 学生便覧 2024 年度 ディプロマ・ポリシー

【資料 3-1-3】 大学院学生便覧 2024 年度 ディプロマ・ポリシー

【資料 3-1-4】 湘南鎌倉医療大学既修得単位の認定に関する細則

【資料 3-1-5】 湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科博士前期課程学位論文実施要綱

【資料 3-1-6】 湘南鎌倉医療大学大学院看護学研究科博士後期課程学位論文実施要綱

【資料 3-1-7】 シラバス

【資料 3-1-8】 DP 到達度調査結果

【資料 3-1-9】 成績不良学生への学修支援及び退学勧告に関する内規

【資料 3-1-10】 2024 年度アドバイザー制度実施マニュアル GPA を活用した学修支援のすすめ方・学修支援のための面談報告書

【資料 3-1-11】 2024 年度の「GPA を活用した学修支援」実施状況

【資料 3-1-12】 湘南鎌倉医療大学 原級留置学生の上級年次科目履修に関する申し合わせ事項

【資料 3-1-13】 2024 年度アドバイザー制度実施マニュアル 進級判定において原級留置時のフローチャート

【資料 3-1-14】 2024 年度進級状況

【資料 3-1-15】 卒業判定結果

【資料 3-1-16】 修了判定結果

【資料 3-2-1】 大学ホームページ 学部・大学院/学部紹介・大学院紹介

【資料 3-2-2】 学生便覧 2024 年度 カリキュラム・ポリシー

【資料 3-2-3】 ディプロマ・ポリシー到達基準

【資料 3-2-4】 2024 年度カリキュラム検討委員会活動報告（教授会資料）

【資料 3-2-5】 2024 年度第5回研究科委員会議事録

【資料 3-2-6】 湘南鎌倉医療大学シラバス作成ガイドライン

【資料 3-2-7】 ガイダンス資料

【資料 3-2-8】 2024 年度 DP 到達度調査実施報告

【資料 3-2-9】 2024 年度現行調査報告書

【資料 3-3-1】 成績評価（GPA）

【資料 3-3-2】 授業評価アンケート

【資料 3-3-3】 2024 年度 学生全体のディプロマ・ポリシー(DP)到達度調査結果

- 【資料 3-3-4】 FD・SD マップ
- 【資料 3-3-5】 令和 6 年度第 5 回教授会資料
- 【資料 3-3-6】 1 年生前期オリエンテーション 2（2024 年 5 月 8 日実施）配布資料
- 【資料 3-3-6】 令和 6 年度第 10 回教授会資料

- 【資料 4-1-1】 大学運営会議規程
- 【資料 4-1-2】 学則
- 【資料 4-1-3】 大学院学則
- 【資料 4-1-4】 教授会規程
- 【資料 4-1-5】 学長裁定
- 【資料 4-1-6】 大学院看護学研究科委員会規程
- 【資料 4-1-7】 事務組織規程
- 【資料 4-1-8】 各委員会名簿

- 【資料 4-2-1】 カリキュラム・ツリー
- 【資料 4-2-2】 教員調書
- 【資料 4-2-3】 就業規則
- 【資料 4-2-4】 教員の採用選考等に関する規程
- 【資料 4-2-5】 教員の任期に関する規程
- 【資料 4-2-6】 湘南鎌倉医療大学設置時における採用教員の定年の特例に関する規程
- 【資料 4-2-7】 設置の趣旨
- 【資料 4-2-8】 FD・SD 委員会細則
- 【資料 4-2-9】 FD・SD マップ
- 【資料 4-2-10】 令和 6（2024）年度 クラス・ピア・レビュー周知・普及にむけたアンケート結果、ポスター
- 【資料 4-2-11】 メンター制度に関するアンケート結果について

- 【資料 4-3-1】 FD・SD 委員会細則
- 【資料 4-3-2】 FD・SD マップ

- 【資料 4-4-1】 湘南鎌倉医療大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針
- 【資料 4-4-2】 湘南鎌倉医療大学における研究インテグリティの確保に関する規程
- 【資料 4-4-3】 湘南鎌倉医療大学利益相反マネジメント規程
- 【資料 4-4-4】 湘南鎌倉医療大学安全保障輸出管理規程
- 【資料 4-4-5】 湘南鎌倉医療大学安全保障輸出管理の手続きに関する細則
- 【資料 4-4-6】 研究倫理規程

- 【資料 4-4-7】 運営及び審査に関する要綱
 - 【資料 4-4-8】 研究計画書作成の手引
 - 【資料 4-4-9】 FD・SD 研修会開催状況
 - 【資料 4-4-10】 個人研究費交付申請書
 - 【資料 4-4-11】 共同研究費に関する取扱要領
 - 【資料 4-4-12】 共同研究費交付決定通知
 - 【資料 4-4-13】 公的研究費取扱要領
 - 【資料 4-4-14】 公的研究費等ハンドブック
-
- 【資料 5-1-1】 学校法人徳洲会寄附行為
 - 【資料 5-1-2】 公益通報等に関する規程
 - 【資料 5-1-3】 情報公開ホームページ
 - 【資料 5-1-4】 事業計画
 - 【資料 5-1-5】 ハラスメント防止規程
 - 【資料 5-1-6】 ハラスメントのない大学へ「リーフレット」
 - 【資料 5-1-7】 衛生委員会規則、衛生委員会3月資料
 - 【資料 5-1-8】 コンプライアンス推進規程、学校法人徳洲会及び湘南鎌倉医療大学行動規範、危機管理規則
-
- 【資料 5-2-1】 理事会議事録
-
- 【資料 5-3-1】 大学運営会議規則
-
- 【資料 5-4-1】 令和3(2021)年2月19日 理事会・評議員会 議事録
 - 【資料 5-4-2】 令和3(2021)年2月19日 理事会評議員会資料 中期収支計画
 - 【資料 5-4-3】 令和7(2025)年3月21日 理事会・評議員会 議事録
 - 【資料 5-4-4】 令和7(2025)年3月21日 理事会評議員会資料 中期収支計画
 - 【資料 5-4-5】 消耗品発注依頼書
 - 【資料 5-4-6】 専決事項一覧
 - 【資料 5-4-7】 学校法人徳洲会 寄付金募集趣旨書
 - 【資料 5-4-8】 特定公益増進法人である証明
 - 【資料 5-4-9】 寄付金申込書
-
- 【資料 5-5-1】 学校法人徳洲会 経理規程
 - 【資料 5-5-2】 学校法人徳洲会 経理規程施行細則
 - 【資料 5-5-3】 学校法人徳洲会 組織図

- 【資料 5-5-4】 証憑伝票
- 【資料 5-5-5】 独立監査人の監査報告書
- 【資料 5-5-6】 監事監査報告書
- 【資料 5-5-7】 令和 6（2024）年 5 月 24 日理事会・評議員会議事録

- 【資料 6-1-1】 湘南鎌倉医療大学学則
- 【資料 6-1-2】 自己点検・評価委員会規程

- 【資料 6-2-1】 自己点検・評価報告書
- 【資料 6-2-2】 理事会議事録
- 【資料 6-2-3】 理事会議事録（令和 6（2024）年 5 月 24 日）
- 【資料 6-2-4】 大学 IR スタンドアード指標
- 【資料 6-2-5】 データ利用権限内規

- 【資料 6-3-1】 大学運営会議議事録

- 【資料 A-1-1】 湘南鎌倉医療大学社会貢献基本方針
- 【資料 A-1-2】 ボランティアガイドライン
- 【資料 A-1-3】 災害時における妊産婦及び乳児等の緊急受入れに関する協定書
- 【資料 A-1-4】 鎌倉市と学校法人徳洲会 湘南鎌倉医療大学との包括連携協定書
- 【資料 A-1-5】 認知症サポーター養成講座ポスター
- 【資料 A-1-6】 看護師になるための学び体験講師依頼書
- 【資料 A-1-7】 神奈川県教育委員会と湘南鎌倉医療大学との連携と協力に関する協定書
- 【資料 A-1-8】 日赤共募奉仕者合同研修について（ご案内）
- 【資料 A-1-9】 公開講座「能登半島地震の経験から地域防災を考える」ポスター
- 【資料 A-1-10】 かまくら市民活動フェスティバルタイムスケジュール
- 【資料 A-1-11】 ぶらり散歩ポスター（3 月）
- 【資料 A-1-12】 保健師助産師看護師実習指導者講習会開催案内